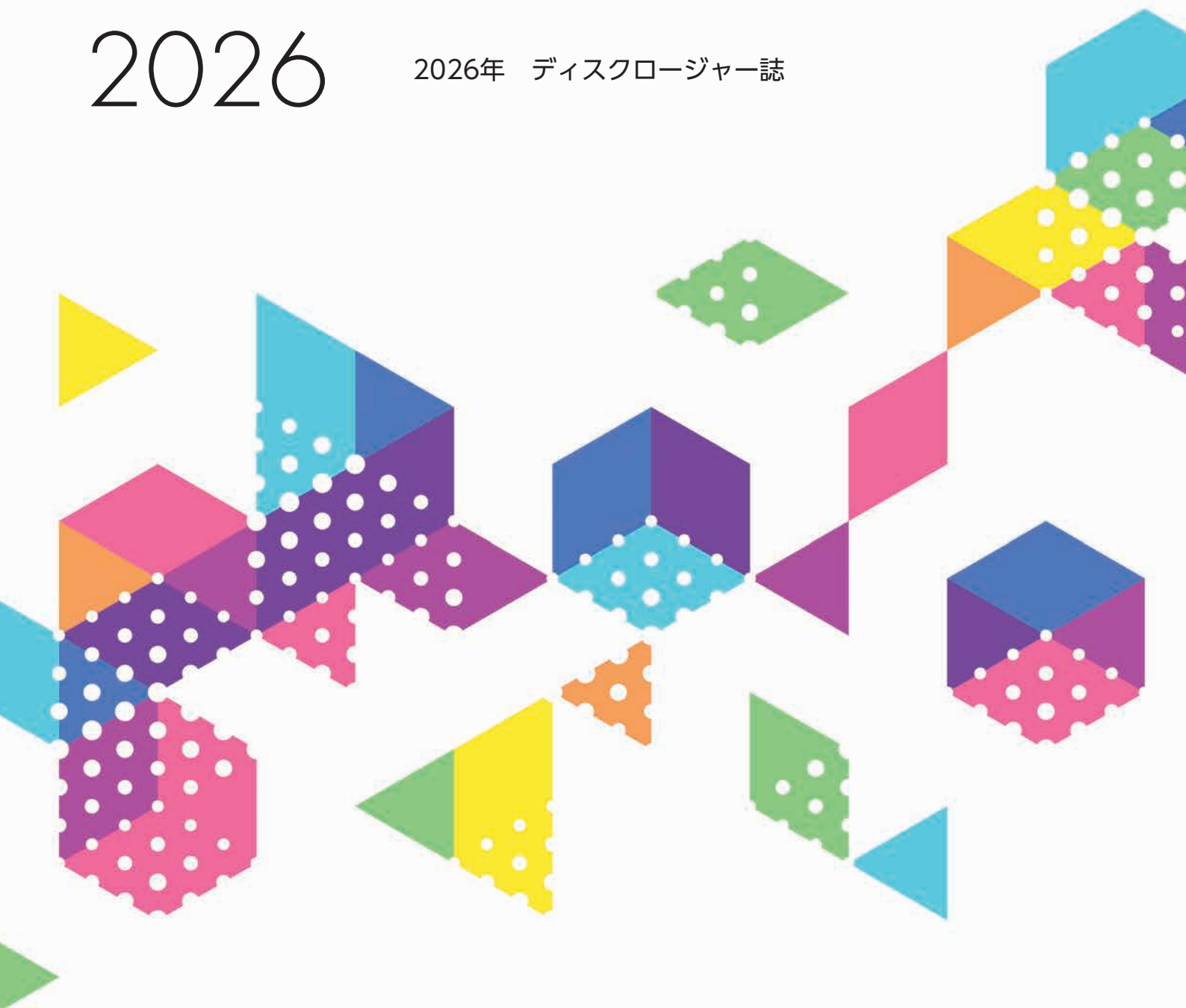


DISCLOSURE

2026

2026年 ディスクロージャー誌



Shinkumi Bank



真岡信用組合

真岡信用組合の概要

(令和8年3月31日現在)

所在地	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
創立	昭和27年3月10日
出資金	526百万円
組合員数	13,335名
預金積金	93,330百万円
貸出金	47,623百万円
店舗数	6店舗
常勤役職員数	68人
営業エリア	栃木県真岡市、栃木市、小山市、宇都宮市、下野市、芳賀郡、下都賀郡、河内郡、塩谷郡高根沢町

Contents

ごあいさつ	1
組 織	2
総代会について	3～ 4
トピックス	5
地域貢献	6～ 9
概要及び方針	10
経営状況	11～13
リスク管理態勢	14～16
法令遵守体制、顧客保護管理体制	16
利益相反管理方針	17
マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針	17
当組合の保険募集指針	18
反社会的勢力に対する基本方針	18～19
報酬体系について	19
当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	20
資 料 編	21



ごあいさつ

地域の皆さまには平素より真岡信用組合に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

本年もここに当組合についてより一層ご理解を深めていただきたく、令和7年度第75期の現況をとりまとめた「もしんDISCLOSURE 2026」を作成いたしましたのでご高覧賜りたいと存じます。

当組合は協同組織金融機関の相互扶助の基本理念に基づき、地域を支える中小事業者や生活者の立場に立ち、そのニーズにきめ細かく対応し、地域経済の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

さて、わが国の経済環境は米国の通商政策、中東情勢の緊迫化などによる海外の経済・物価動向を巡る不確実性や物価上昇の影響を受けつつも、輸出や設備投資の回復基調が見られる一方で、個人消費の回復力は依然弱く、賃金の伸びを上回る生計費の上昇が消費の重しとなっています。他方、信用組合の主な取引先である中小企業・小規模事業者は、原材料費の上昇、人手不足や後継者難への対応、最低賃金の引き上げや賃上げ改定など、多岐にわたる経営課題に直面しており、依然として厳しい経営環境が続いております。金融環境では、政策金利の上昇を背景とした「金利のある世界」への移行は預貸金利ぎやの改善という好機をもたらす一方で、資金調達コストの上昇、保有債券の含み損の拡大、さらには取引先企業の金利負担増といった各種リスクも内包しております。加えて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、サイバーセキュリティ対策の高度化など、金融機関にはこれまで以上に高度な専門性と環境変化への適応力が求められております。

このような状況の下、令和8年3月末の預金積金残高は933億3,058万円と前期比1.27%の減少、貸出金残高は476億2,358万円と前期比3.24%の減少となりました。収益面では政策金利の引き上げに伴い預金利息が1億3,207万円の増加となりましたが、貸出金利息が9,980万円、預け金利息が4,679万円、有価証券利息配当金が5,034万円増加した結果、資金利益は6,700万円の増加となりました。また、役職員一丸となって経費削減などの収益向上に取り組んだ結果、本業の利益を示す「コア業務純益」が2億6,698万円となり、当期純利益も1億5,986万円を確保することができました。また、自己資本比率は前期比0.12ポイント上昇し10.72%と国内基準の4.0%を大幅に上回っており、健全性を確保しております。

昨年末、当局より「地域金融力強化プラン」が公表され、人口減少、少子高齢化等の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力、いわば「地域金融力」の発揮が求められています。こうした中、地域を支える身近な金融機関として各種支援機関と共創しながら、中小企業・小規模事業者の成長・再生の機会を見出せるよう優先課題を特定し、適切な経営改善を行っていく必要があります。また、金融仲介機能とコンサルティング機能による地域金融力の発揮に向けて、健全性の維持と持続的な経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化に繋げていくことが必要であると考えております。引き続き、それらの課題に対してスピード感を持って対応し、お客さまの実情に応じた伴走型支援を強化・向上してまいります。

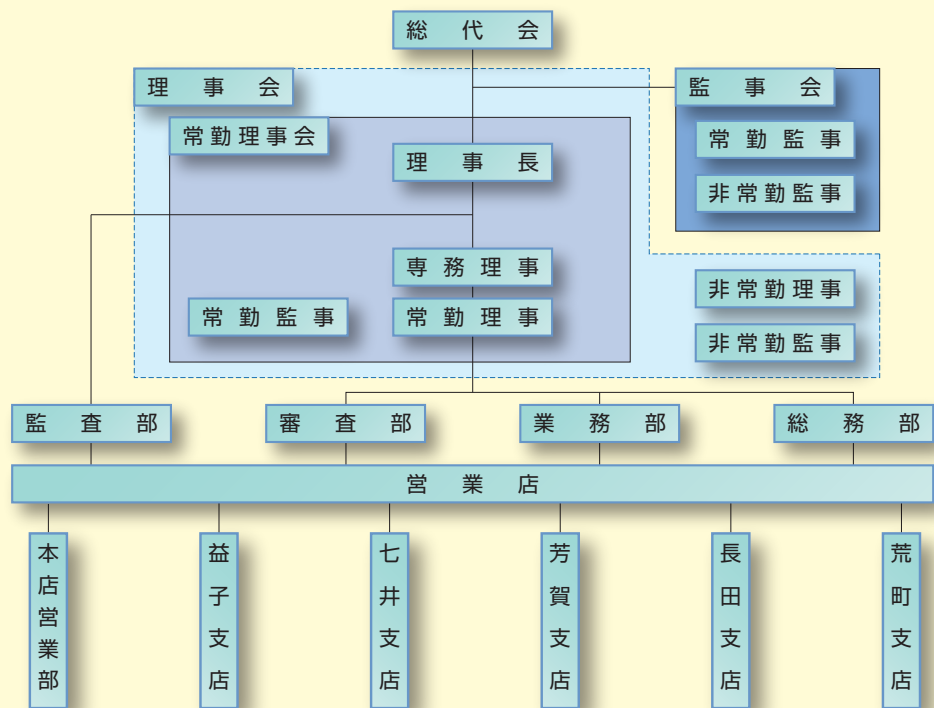
引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

理事長 塚田 義孝

組 織

■ 組織図



■ 理事及び監事の氏名 (令和8年6月末現在)

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| ●理事長／塚田 義孝 | ●理事／林 純一(*) | ●常勤監事／加藤 知由 |
| ●専務理事／豊田 光弘 | ●理事／関口 勝義(*) | |
| ●常勤理事／石野 保浩 | ●理事／塚本 裕昭(*) | ●監事／北川 哲也 |
| ●常勤理事／堀内 和典 | ●理事／田川 治道(*) | ●員外監事／矢板橋 文夫 |
| ●常勤理事／武井 則之 | | |

注) 当組合は、職員出身者以外の理事4名(*)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

■ 会計監査人の名称 (令和8年6月末現在)

- 公認会計士小川浩典事務所 公認会計士 小川 浩典

■ 当組合の子会社

該当事項なし

■ 当組合のあゆみ(沿革)

- | | |
|--|---|
| ■昭和27年3月10日／真岡町台町4161番地において業務開始
初代理事長に塚田常吉 就任 | ■平成14年3月 創立50周年 |
| ■昭和28年5月18日／本店を真岡町荒町1100番地1に移転 | ■平成15年12月15日／預金残高600億円達成 |
| ■昭和34年9月21日／益子支店設置(益子町大字益子1665番地) | ■平成19年3月 創立55周年 |
| ■昭和36年8月24日／七井支店設置(益子町大字七井55番地1) | ■平成20年2月15日／預金残高700億円達成 |
| ■昭和38年8月6日／芳賀支店設置(芳賀町大字祖母井784番地) | ■平成20年11月25日／荒町支店新築移転(真岡市荒町1080番地1) |
| ■昭和50年7月17日／台町支店設置(真岡市台町3195番地) | ■平成22年6月25日／理事長塚田英一郎 会長に就任
三代理事長に塚田義孝 就任 |
| ■昭和51年12月29日／預金残高100億円達成 | ■平成24年3月 創立60周年 |
| ■昭和58年3月31日／預金残高200億円達成 | ■平成24年12月17日／台町支店を長田支店へ名称変更
真岡市長田187番地5(現:長田二丁目16番地5)へ新築移転 |
| ■昭和63年6月4日／理事長塚田常吉 会長に就任
二代理事長に塚田英一郎 就任 | ■平成25年12月13日／預金残高800億円達成 |
| ■昭和63年12月20日／預金残高300億円達成 | ■平成27年6月24日／会長塚田英一郎 相談役に就任 |
| ■平成4年8月14日／預金残高400億円達成 | ■平成29年3月 創立65周年 |
| ■平成5年10月1日／日本銀行蔵入復代理店事務開始 | ■平成29年4月3日／芳賀支店新築移転(芳賀郡芳賀町祖母井南三丁目8番地1) |
| ■平成10年4月8日／本店新築移転(真岡市並木町一丁目13番地1)
旧本店を荒町支店として設置(真岡市荒町1100番地1) | ■令和2年3月5日／預金残高900億円達成 |
| ■平成10年4月30日／預金残高500億円達成 | ■令和2年4月13日／益子支店新築移転(芳賀郡益子町益子2000番地1) |
| ■平成10年6月19日／会長塚田常吉 顧問に就任 | ■令和4年3月 創立70周年 |
| | ■令和5年8月15日／預金残高1,000億円達成 |

総代会について

■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

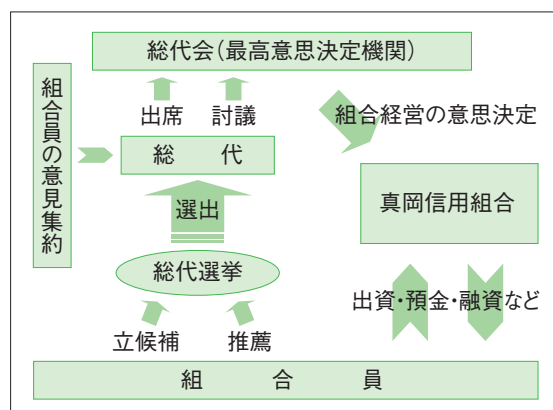
しかし、当組合は、組合員13,335名(令和8年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■ 総代の選出方法等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員100人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、令和7年5月に改選されました。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和7年3月31日現在の組合員総数は13,875人)。

■ 第75期通常総代会の報告

第75期通常総代会は、令和8年6月19日(金)午後4時00分よりフォーシーズン静風にて開催されました。

下記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○報告事項

第75期事業報告ならびに貸借対照表及び損益計算書報告の件

○決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 利益剰余金処分案について承認を求める件 |
| 第2号議案 | 令和8年度事業計画及び収支予算書案について承認を求める件 |
| 第3号議案 | 組合員の除名に関する件 |
| 第4号議案 | 任期満了による監事改選の件 |



第75期通常総代会

総代会について

■ 総代のご紹介

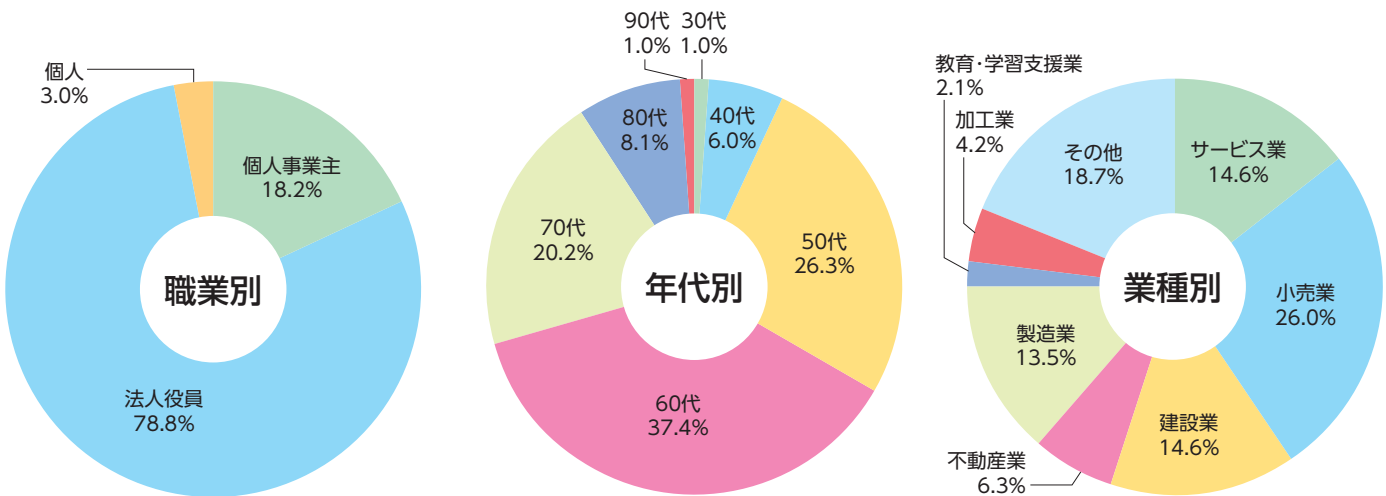
(敬称略・順不同・令和8年6月末現在)

総 代 氏 名							
真岡地区(本店、長田支店、荒町支店の所轄地域) 総代定数:52名 総代数:52名							
木村 慎太郎◆	久保 明久⑦	鹿沼 正司⑤	上野 裕⑤	川崎 寛章④	秋山 康雄⑥	大瀧 和弘⑥	
石田 順一⑦	細野 美貴⑤	高松 恒夫⑨	入江 一守④	樋口 信之⑥	齊藤 敏彦⑤	加藤 敏夫⑧	
入江 真吾③	木村 義弘③	笠原 正美③	横松 和美②	木村 貢一郎①	福田 晴美①	岩崎 鶴吉◆	
仲島 信男⑤	上野 徳浩◆	青山 守男⑦	樋口 貴則⑤	佐藤 進③	近藤 幸光③	磯 一弘②	
飯塚 正敏①	暮田 紳一郎⑥	海老原 恒光⑥	中川 栄一郎④	石坂 茂紀⑤	神保 吉房⑩	渡辺 正◆	
横田 透⑥	山口 久一郎⑥	細島 鉄夫⑤	伊藤 健④	上野 稔⑦	大幡 寛◆	藤枝 光充⑨	
久保 浩彦◆	松本 弘行④	宇賀神 裕一③	平石 典嗣③	柳田 耕史③	太田 浩彰②	福原 稔②	
佐藤 利夫②	小出 真一②	鈴木 正行①					
益子地区(益子支店、七井支店の所轄地域) 総代定数:30名 総代数:29名							
柳 廣明④	大塚 和美④	萩原 新也⑩	塚本 和也⑨	飯塚 隆◆	塚本 倫行⑥	鈴木 久仁章◆	
篠原 泰三⑥	大畑 和広⑦	鍛冶浦 豊⑦	山本 修一⑨	佐久間 藤也⑤	大山 正樹④	平野 良和◆	
柳 一己④	荒井 久③	加藤 靖博③	堀中 信哉②	直井 睦②	酒寄 研太郎①	岩崎 秀樹④	
茂垣 茂⑥	荒山 昌久⑤	岩崎 信⑨	清水 益栄⑤	細野 廣美⑥	高田 和則③	大塚 正雄③	
三村 久美子①							
芳賀地区(芳賀支店の所轄地域) 総代定数:18名 総代数:18名							
小林 久人⑥	小玉 裕一④	磯 親悦⑦	小筆 純男⑦	堀内 一浩④	水沼 孝夫⑤	水沼 正④	
稲延 和幸⑥	小金 幹典④	矢口 實④	塩田 秀樹⑥	安齋 哲夫③	永島 勝弘③	山口 友也②	
荒川 友益①	小松 幸嗣①	鈴木 和生①	檜山 賢一①				

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。
2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

■ 総代の属性別構成比

(令和8年6月末現在)



※業種別は、法人役員、個人事業主に限る。

トピックス

「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結 ～災害時等に真岡信用組合の営業地区のみなさまへ継続した支援を実施します～

真岡信用組合(理事長 塚田 義孝)と日本政策金融公庫宇都宮支店(支店長 長谷部 貴)は、「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

「危機事象発生における業務連携に関する覚書」

1. 業務連携の背景・目的
昨今、新型コロナウイルスの流行に加え、大規模地震等の自然災害の発生やサイバー攻撃など(以下、「危機事象」という。)が相次いで発生しています。 そのような中、地域金融機関である真岡信用組合と政策金融機関である日本政策金融公庫が事前に連携方針を定めておくことで、危機事象発生時においても、真岡信用組合の営業地区の事業者向けに切れ目のない金融サービスを提供できる体制を整備します。 危機発生直後から、「各々が持つ金融支援機能を最大限に発揮した事業者への迅速な資金繰り支援」や「被災情報の共有」等に取り組むことで、早期の事業者支援・災害復旧に寄与するものです。
2. 業務連携の内容
(1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援 (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方の事業者等の紹介 (3) 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施 (4) その他危機事象発生時に必要となる連携
3. 締結日
令和8年3月12日(木)



栃木県警察より感謝状の贈呈

去る令和7年5月1日(木)に県内に本店を置く金融機関は、栃木県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する情報連携協定」を締結しました。各金融機関は日々の取引モニタリング等を通じ、特殊詐欺等の被害及びそのおそれがあると認められる口座名義人等に関する情報の提供、特殊詐欺発生時における引出場所等に関する栃木県警察からの照会への速やかな回答の実施など、情報連携の強化を行っております。今般、栃木県警察より昨年1年間を通じ、特殊詐欺被害防止に貢献した当組合を含めた県内8金融機関に感謝状が贈られました。今後も、お客さまの大切な財産をお守りするとともに、地域の皆さまが安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。



「ものづくり企業展示・商談会2025」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした、関東圏内の製造業を一堂に招いて開催する「ものづくり企業展示・商談会2025」を足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、令和7年10月21日(火)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。この商談会には当組合でお取引いただいている企業2社が出展いたしました。



栃木県信用組合協会事業の取組

●栃木県内信用組合渉外担当者等の勉強会を開催

令和7年9月25日(木)に宇都宮市内のホテルニューイタヤで栃木県信用保証協会、(株)オリエントコーポレーションが講師を務める「渉外担当者等の勉強会」を開催し、役員及び渉外担当者総勢52名が参加しました。県内2信組の渉外担当者全員が参加する勉強会の開催は今回が初めてとなります。



●宇都宮財務事務所と栃木県内信用組合の意見交換会を開催

令和8年1月29日(木)に宇都宮市内のホテルニューイタヤで関東財務局理財部と宇都宮財務事務所から講師を招いて意見交換会を開催し、県内2信組の役員や幹部職員、営業店長27名が参加しました。意見交換会では、「最近の金融行政について」や「マネロン・金融犯罪対策の現状について」をテーマに講演が行われました。



地域貢献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合では、真岡市及び芳賀郡を中心に営業区域とし、地元の中小事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の基本理念」に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本とし、常に顧客（組合員）の発展や生活の質の向上に貢献するため、顧客（組合員）の利益を第一に考え適切なリスク管理を行い経営の健全性の確保・自己資本の充実など堅実経営に努めてまいります。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に取り組んでおります。

預金等を通じた地域貢献

既存の預金商品のほか、下記のサービスもご用意しております。

「ことら送金」

「ことら送金」は、株式会社ことらが提供する少額の個人間送金サービスであり、同社に加盟する金融機関等の個人口座間において、スマートフォンアプリを利用して送金できるサービスです。当組合の預金口座をお持ちの個人のお客さまは、スマホ決済サービス「Bank Pay※」を通じて「ことら送金」をご利用いただけます。

※「Bank Pay」は日本電子決済推進機構が提供するスマホ決済サービスです。

「しんくみアプリ with CRECO」

「しんくみアプリ with CRECO」は、個人のお客さま向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。

当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまは、どなたでも無料で、普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細を便利に手軽にご覧いただけます。

また、クレジットカードや電子マネーもご登録いただくことで、一元的に口座を管理することができます。

アプリの詳細は
こちらから



アプリのダウンロードは
こちらから



取扱商品については、最寄りの窓口またはホームページでご確認下さい。

融資を通じた地域貢献

「中東情勢緊迫化相談窓口」を開設

中東情勢緊迫化に関連し、影響を受ける中小零細企業及び個人事業主の皆さまの融資や資金繰り等のご相談に迅速に対応できるよう「中東情勢緊迫化相談窓口」を開設しております。

受付：平日 午前9時から午後3時まで ※昼休憩時間は除く(11:30～12:30)

開設店舗：本店／益子支店／芳賀支店／長田支店／荒町支店

「栃木県農業信用基金協会」の取扱

農業に関する融資金に対応できるよう「栃木県農業信用基金協会」の取扱を行っております。中小零細企業のお客さまのほか、農業事業者さまにもご利用いただき、地域農業活性化の一助となるよう積極的に融資推進を行っております。

もおしんFS(フィールドセールス)の実施

令和8年2月25日(水)に芳賀・市貝地区を中心にFS(フィールドセールス)を実施いたしました。

FS活動は事前にエリア内の事業所さまにアポイントを取り、2人1組で訪問のうえ当組合の取組紹介や融資推進、また、お客さまの様々な情報を収集し問題解決や情報提供等を行う活動です。

訪問先の事業所さまには貴重な機会を与えていただきまして心より感謝申し上げます。



取引先等への支援状況等

2025しんくみ物産展

信用組合とお取引をいただく皆さまによる食を含めた魅力あふれる地域産品等の販売・PRを通じて、事業の発展並びに地域振興に繋げていくことを目的とした「2025しんくみ物産展」が、令和7年11月14日(金)に池袋サンシャインシティにて開催されました。当組合から出展していただきましたお客さまには好評を得ており、引き続きビジネスマッチングの機会提供に努め、地域経済の活性化に貢献してまいります。

ものづくり企業展示・商談会2025

令和7年10月21日(火)に第15回目となる「ものづくり企業展示・商談会2025」が、足利銀行、栃木県内の信用金庫・信用組合、栃木県、栃木県信用保証協会と共同でマロニエプラザ大展示場で開催されました。県内の地域金融機関等と連携することで、より多くの地元企業に自社技術や製品をPRする場と、個別商談の機会を提供し、新たな受注・発注の取引先が創出されることを目的とした取組です。今後もお客さまのニーズにあったビジネスマッチングの機会を提供してまいります。

資金繰り予定表作成支援

栃木県信用保証協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の方を対象に「資金繰り予定表」の作成支援を通じた課題解決のサポートを行っております。資金繰り予定表を作成することで、①この先の資金繰りが一目でわかる、②事業の課題が分かりやすく見えてくる、③今後の事業の道筋が立てやすくなるなど、メリットがあります。

地域貢献

地域サービスの充実

もおしんインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)

「もおしんインターネットバンキング」では各種取引照会、振込振替、総合振込、給与・賞与振込などに加え、「でんさいネット」もご利用になれます。セキュリティ対策も行っており、安心してご利用いただけます。

また、ペイジー(Pay-easy)をご利用いただくと手数料無料で場所を選ばず簡単に税金や国民年金保険料等のお支払いができます。

国民年金基金とiDeCo(イデコ)

国民年金基金は自営業・フリーランスの皆さまの国民年金に上乗せする公的な年金制度です。税制優遇を受けていただきながら、老後の生活に備えることができます。

iDeCo(イデコ)は自分で積み立てて、自分で育てる、公的年金への上乗せ年金です。

国民年金基金、iDeCo(イデコ)への加入をご希望のお客さまは、最寄りの店舗にて加入受付を行っております。

当組合ATMご利用で手数料が終日無料

当組合ATMをもおしんキャッシュカードご利用で、ATM手数料は終日無料となります。平日のほか、土・日・祝日も終日無料でご利用いただけます。



全国のセブン銀行ATMがご利用可能

個人・法人のお客さまのもおしんキャッシュカードがご利用いただけます。ご利用手数料は、お引出し・お預入れとも110円(税込)となります。

※平日、土・日・祝日とも手数料は一律110円(税込)

キャッシュレス・ペーパーレス納付キャンペーン2026

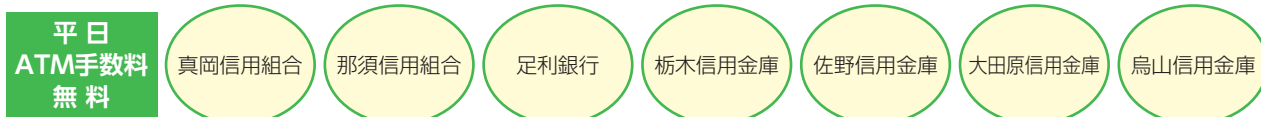
栃木県内10金融機関で栃木県及び栃木県内税務署と連携し、キャッシュレス・ペーパーレス納付の推進に取り組んでおります。本キャンペーンは、キャッシュレスによる多様な納付手段の普及・利用促進を通じて、納税者の利便性向上及び国、地方公共団体、金融機関の収納業務効率化を図るものです。当組合は栃木県や県内の金融機関、税務署等と連携し、“オールとちぎ”で地域の課題解決に取り組むことで、地域と当組合の持続的な成長と発展を目指してまいります。

キャンペーン期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)



とちまるネット(ATM地域連携)

栃木県内7つの金融機関(真岡信用組合・那須信用組合・足利銀行・栃木信用金庫・佐野信用金庫・大田原信用金庫・烏山信用金庫)が提携し、平日(8:45~18:00)のATMお引出し手数料が無料となっております。



「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた栃木県内金融機関による共同推進

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、栃木県内に本店を置く県内10金融機関と共同でお客さまのデジタルサービスへの移行を推進しています。金融機関の業態の垣根を超えた連携により実施するものであり、当組合では、今後も県内金融機関が共同で取り組める領域について積極的に連携を深め、お客さまの利便性向上に資するサービスの提供に取り組んでまいります。

文化的・社会的貢献に関する活動

「地域行事」への参加

令和7年8月23日(土)に開催された「もおか木綿踊り」に役職員総勢62名が参加しました。役職員一丸となって踊った結果、「熱演賞」をいただくことができました。今後も地域の一員として地域行事への積極的な参加を通じ、地域の皆さまと交流を深めながら地域社会の発展に貢献してまいります。



「愛の献血活動」の実施

令和7年9月3日(水)、本店駐車場において献血活動を行いました。当組合職員のほか、近隣住民の方からもご協力いただきました。



「しんくみピーターパンカード寄付金」を贈呈

令和7年9月8日(月)に「しんくみピーターパンカード」利用代金の一部をこどもたちの生活・未来を応援する活動として、社会福祉法人益子町社会福祉協議会が支援する「tetote.lifeましこ町子ども食堂」「なないろこども食堂」「ましこぼかぼかきっちゃん子ども食堂」に、当組合ほか4団体(那須信用組合・全国信用協同組合連合会・㈱オリエンコーポレーション・栃木県信用組合協会)で寄付金を贈呈いたしました。

概要及び方針

経営理念

地域の発展に奉仕します。

当組合は、協同組織金融機関の基本理念を持って、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ、信頼される組合を目指します。

主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
取り扱っておりません。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け
- (二) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - (ト) 保護預り及び貸金庫業務
 - (チ) 国債の窓口販売
 - (リ) 保険商品の窓口販売
 - (ヌ) 個人型確定拠出年金の受付業務
 - (ル) 信託会社・信託業務を営む金融機関の代理業務(業務の媒介を含む)
 - (a) オリックス銀行株式会社
 - (ヲ) 振替業
 - (ワ) 両替
 - (カ) 地域活性化等業務
- (三) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

お客さま本位の業務運営についての基本方針

真岡信用組合は、当組合の経営理念に基づき、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ信頼される金融機関を目指すこととし、以下の基本方針を策定いたしました。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

- ・お客さまの立場に立ち、お客さまの取引目的、知識、取引経験、資産状況などを十分に把握して、お客さまのニーズに合った金融商品や金融サービスの提供に努めてまいります。
- ・お客さまからの相談には誠意をもって迅速に対応し、ご要望・苦情は業務運営の改善に活かしてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

- ・既に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・金融商品や各種サービスを提案する際には、当該商品、サービスの説明に加え、リスクや手数料など重要な情報を分かりやすくご説明いたします。

4. 職員に対する適切な動機付け等

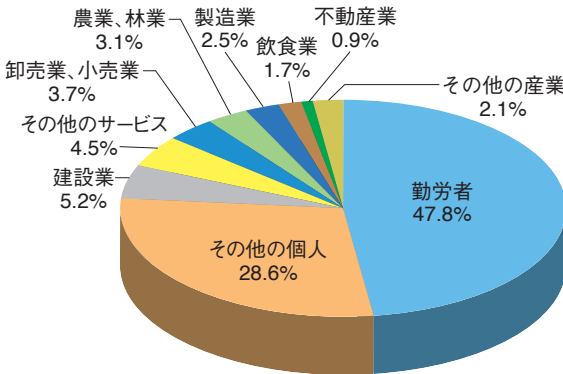
- ・お客さまのニーズに合った最適なサービスの提供と、金融商品の提案・販売を行うため、職員への研修や勉強会、各種資格取得の推奨等を通じて人材育成に努めてまいります。

組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	12,654	12,132
法 人	1,221	1,203
合 計	13,875	13,335

組合員の業種別構成



経営状況

■ 主要な経営指標

預金・貸出金の推移

預金の状況

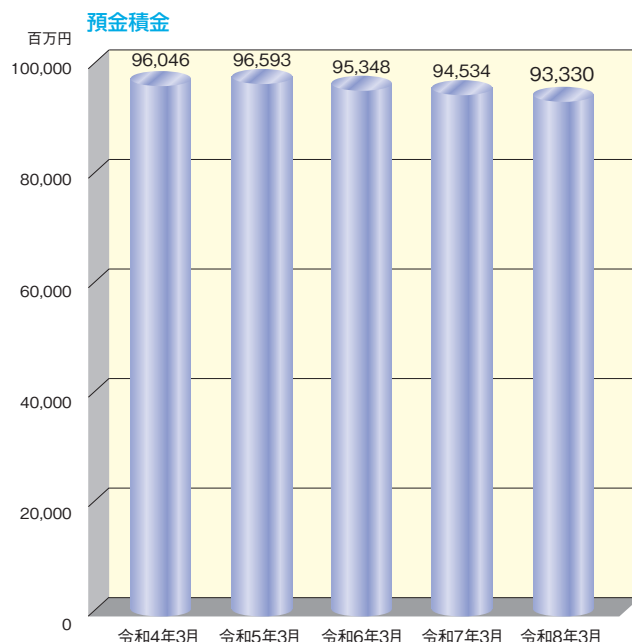
Q どの地域から預かっていますか？

A 当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念の元、地域密着型の金融機関として、営業エリア内に居住される方と、事業を営まれる中小事業者、そこに勤務される方々を対象に営業しております。

Q どのような方から預かっていますか？

A 当組合とお取引いただいております方々は、勤労者、年金受給者、農家、各種の中小事業者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されておられる方々ばかりです。

3月末でご預金のお取引先は29,562人の個人の皆さまと、2,200先の法人等となり、預金残高は流動性預金を中心に12億円減少し、933億円となりました。



貸出金の状況

Q どのように運用されていますか？

A お預かりしておりますご預金は、「貸出金」として営業エリア内の中小事業者や事業経営者、勤労者の方々にご融資しております。

また、いつでも皆さまの普通預金や当座預金などのお支払いに応じられるよう、「支払準備資金」として安全で堅実な系統機関への「預け金」、国債や地方債、また一定水準以上の高い格付の事業債などに投資し、安定した利息収入の確保を目指し運用しております。

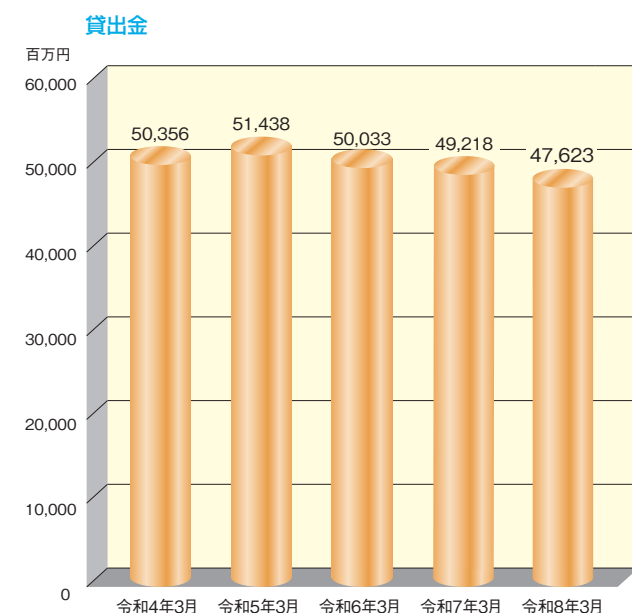
Q どのような方に融資されていますか？

A 製造業や小売業、サービス業など中小企業に対する貸出金が73.0%、勤労者・個人世帯などへの貸出金が27.0%となっております。

ご融資のうち中小事業者向けの事業資金の使途は、工場建設資金や機械設備資金などのいわゆる「設備資金」と、手形の割引や商品の仕入れ資金などの「運転資金」です。

また、勤労者の多くの方々には、主に「住宅関連資金」や「生活関連資金」として幅広くご利用いただいております。

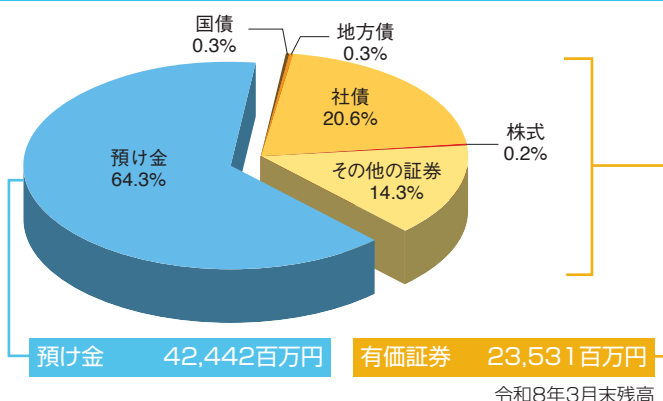
3月末の貸出金残高は前年度より減少し、476億円となりました。



貸出金以外の運用について

当組合は、お客さまからお預かりしておりますご預金は、「貸出金」としてのご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は国債、地方債をはじめ社債など高格付の債券を中心に運用しております。



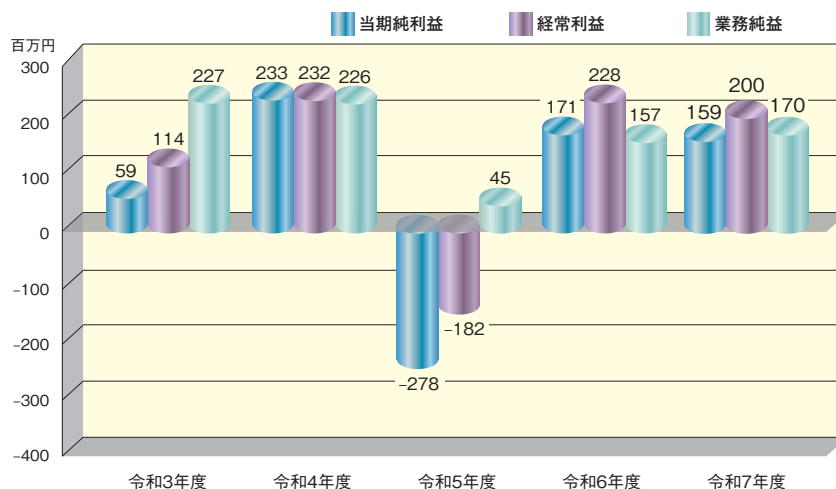
経営状況

当期純利益、経常利益、業務純益の推移

業務純益は、預金・貸出金・有価証券利息などの収支である「資金利益」、各種手数料の収支である「役務取引等利益」、債券などの収支である「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「経費」及び「一般貸倒引当金繰入額」を差し引いたものです。信用組合の本来的な業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。

経常利益は、「経常収益」から「経常費用」を差し引いたものです。

また、当期純利益は「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を差し引いた後の最終的な利益のことです。

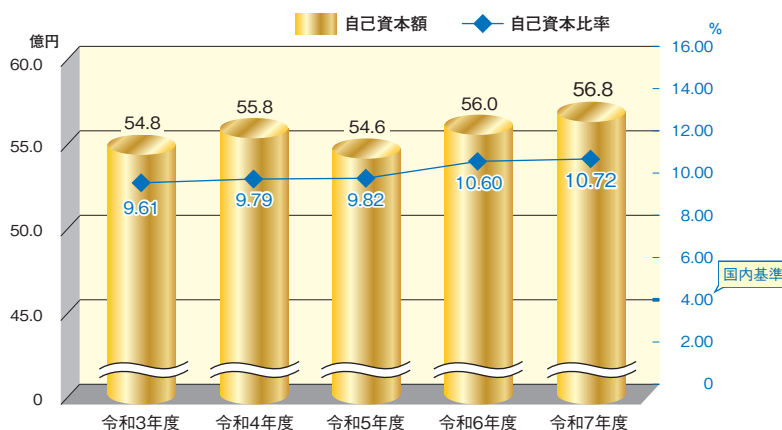


自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本比率は、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)等に対して、出資金などの自己資本がどれだけあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないような場合には、自己資本を取り崩して処理することとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、経営が困難となってきます。また、金融機関には自己資本比率規制が課せられております。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって、経営の健全性を確保しようとするもので、重要な指標の一つとなっています。国内のみで営業を行う金融機関は4.0%以上の自己資本比率が求められております。

今期、バーゼルⅢ最終化における経過措置の影響により、有価証券のリスク・アセットが増加しましたが、当期純利益の計上により自己資本が増加したことから、自己資本比率は前期比0.12ポイント上昇し、10.72%となりました。引き続き国内基準の4.0%を大幅に上回っており、健全な財務内容となっております。



『資産自己査定 of 債務者区分』と『金融再生法開示債権』及び償却・引当方針

資産自己査定 (対象債権:総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権:総与信)		償却・引当方針	
債務者区分		区分			
破綻先		破産更生債権及び これらに準ずる債権		個別貸倒引当金	担保・保証等による保全のない部分に対して100%を償却・引当
実質破綻先					
破綻懸念先		危険債権		一般貸倒引当金	担保・保証等による保全のない部分に対して、過去の貸倒実績に基づいた3年分の 予想損失額を引当 但し、貸倒実績率が50%未満の場合は50%の額を引当
要注意先	要管理先	要管理債権 (貸出金)	正常債権		
	その他要注意先				
	正常先				
					過去の貸倒実績に基づいた1年分の予想損失額を引当

*総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(未収利息、仮払金、債務保証見返等)を含んだ合計額です。

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,383	1,278	△ 105
危険債権	167	320	153
要管理債権	352	354	2
三月以上延滞債権	—	16	16
貸出条件緩和債権	352	337	△ 15
不良債権合計(A)	1,903	1,953	50
正常債権	47,384	45,719	△ 1,665
総与信残高(B)	49,288	47,673	△ 1,615

対総与信残高比

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2.80	2.68	△ 0.12
危険債権	0.33	0.67	0.34
要管理債権	0.71	0.74	0.03
三月以上延滞債権	—	0.03	0.03
貸出条件緩和債権	0.71	0.70	△ 0.01
総与信残高に占める割合(A/B)	3.86	4.09	0.23

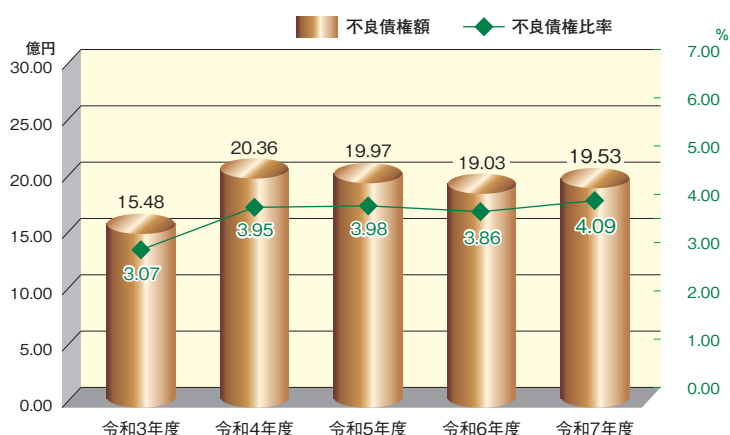
不良債権額・不良債権比率の推移

資産の健全性による経営体質の強化を重点施策と位置付けております。

金融再生法開示債権は貸出金・未収利息・債務保証見返等全ての債権(但し、要管理債権は貸出金のみ)について、厳正、厳格な自己査定を実施した結果に基づいております。

不良債権は令和7年度(令和8年3月末)19.53億円ありますが、このうち6.91億円は担保や保証で、9.46億円は貸倒引当金を計上しております。

不良債権に対する保全率は83.8%と資産の健全性は十分に確保しております。

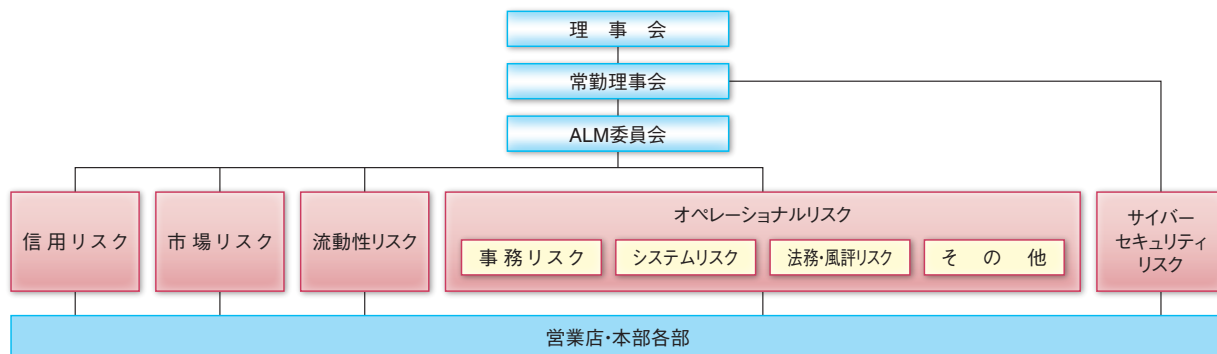


リスク管理態勢

金融機関を巡る経営環境のさまざまなリスクが高度化・複雑化するなか、これらのリスクを的確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっております。

そこで当組合では、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、「ALM委員会」の定期的な開催などにより、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールしております。さらに内部管理態勢として、監査部では経営と業務の健全性を確保するため、本部及び営業店の内部管理の適切性、有効性を検証し問題の発見とともに評価やその改善手段の提言を行っております。

■ リスク管理体制図



■ 信用リスク管理態勢

信用リスクとは、債務者、有価証券の発行者等相手方の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の元、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■ 市場リスク管理態勢

組合のバランスシート（資産・負債）は、その大半が預金や貸出金、有価証券等の金融商品で占められておりますが、これらの金融商品には、金利や株価、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク（市場関連リスク）があります。こうした市場関連リスクは、場合によっては損失をもたらしますが、一方でリスクが大きいほど収益が増大する可能性も持ち合わせております。したがって、収益をあげるためには、許容範囲内で一定のリスクを取っていくことが必要になります。ただし、予期せぬ市場変動によりリスクが顕在化し、組合に多額の損害を与えるようなことがあってはなりません。そのためには、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくことが必要になります。

当組合では、市場関連リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場関連リスクの統合管理を行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR、IRRBB等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング・分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、定期的に理事会へ報告しております。

■ 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信頼されることが基本であると認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰り管理担当部署が日々、運用と調達状況を管理し安定的な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会ではリスク量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に理事会へ報告しております。

また、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

■ オペレーショナルリスク管理態勢

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクなどをいいます。

① 事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスクについては、本部各部が事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のために監査部による監査を営業店、本部に対して実施しているほか、各部店においても毎月店内検査を行っております。さらに、営業店への臨店事務指導や各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴い、お客さまに商品内容をよくご理解いただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧にご説明するよう心掛けております。

② システムリスク管理

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

当組合が加盟しているSKCセンターでは、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

また、顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し、厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

③ 法務リスク管理

組合の運営やお客さまとの取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。

④ 風評リスク管理

金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては担当部署が速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

■ 統合的リスク管理

金融機関が顧客からの信頼を得るには、高い健全性を維持することが必要となります。そのためには、自己資本の充実度をリスク対比で検証するとともに、リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制して、経営の健全性を確保することが必要です。

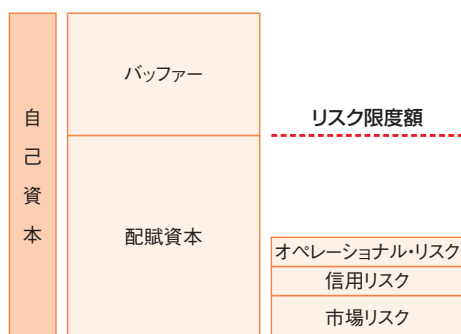
自己資本は、リスクが顕在化したときの最後の拠り所であり、期間収益を超える損害を被ったときは、自己資本を取り崩してその損害を埋めなければなりません。したがって、金融機関が取ることのできるリスク量は、備えである自己資本の多寡によって制約されます。より大きなリスクを取るには、自己資本の充実が求められます。

金融機関は、リスクが顕在化して自己資本を毀損することがあっても、自己資本比率4%を割り込む事態は回避しなければなりません。そこで、リスク量の限度となる指標は、自己資本比率4%の水準に必要な自己資本（バッファー）を控除した額（配賦可能自己資本）としております。

リスク管理の上で、配賦可能自己資本から信用リスクとオペレーショナルリスクを差し引いて残った自己資本で市場リスクをカバーするものとしてリスクリミットと位置付けています。リスク量がリスクリミットに抵触しないように運用することで、リスクが顕在化した場合における経営危機を回避することにつながります。リスクの計量化は、一般的な方法であるVaRによって算出されたリスク量としております。

なお、市場リスクを管理する上で、リスクリミットに至る手前での警告水準（アラームポイント：リスクリミットの90%）を設け、リスクリミット超過を事前に回避するための対応を検討するようにしております。

計測した内容は月次でALM委員会に報告し、アラームポイント、リスクリミット抵触時には、ポジションの変更や損切り等のリスク削減策の検討が行われる仕組みとなっております。



《リスク量の計測方法》

- 信用リスク
バーゼルⅢにおける標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額の1.5%相当額
- 市場リスク
VaR(保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 5年間)
- オペレーショナル・リスク
バーゼルⅢにおける標準的計測手法により算出した額
(事業規模要素(BIC) × 内部損失乗数(ILM))

リスク管理態勢

■ サイバーセキュリティリスク管理

「サイバーセキュリティリスク」とは、「サイバー攻撃」(情報通信ネットワーク・情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由した不正侵入、情報の窃取・改ざん・破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等)により、当組合のサイバーセキュリティが脅かされ、損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、サイバーセキュリティへの対応を強化するため、サイバーセキュリティ管理体制の構築や、サイバーセキュリティ管理の基本方針、体制を定める「サイバー攻撃対応要領」「サイバー攻撃対応コンティンジェンシープラン」を制定し、サイバーセキュリティ事案の未然防止や予兆管理の検討、またサイバーセキュリティ事案発生時には、迅速な復旧に向けた対応策、被害拡大防止策、再発防止策の策定などの検討を実施しています。

また、サイバーセキュリティリスクを常勤理事会の指示の下、当組合全体で管理すべきリスクと認識し、管理強化に取り組んでいます。

法令遵守体制

信用組合は、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」などをはじめとする各種法令の適用を受けております。

当組合は、金融機関として社会性・公共性に対する信頼性を損なうことがないよう遵守すべき法令に従い、企業倫理を実践できる体制の整備に取り組んでいます。

具体的行動規範の「コンプライアンス・マニュアル」や具体的実践計画の「コンプライアンス・プログラム」を制定し、役職員一丸となってこれに取り組み、リスク管理体制の確立とともに経営の重要課題として位置付けています。

顧客保護管理体制

当組合では、与信取引に関する適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性の向上のための適切な業務の管理に十分留意しています。

《 顧客保護等管理方針 》

- ・ 当組合は、法令ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組を行ってまいります。
- ・ 当組合は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ・ 当組合は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- ・ 当組合は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ・ 当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適正に行われるよう、努めてまいります。

《 金融商品に係る勧誘方針 》

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報提供と商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の内容やリスク等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明など、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 当組合は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客さまに対し適切な勧誘ができるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上や組合内におけるルールの整備に努めます。

《 個人情報保護宣言 》

当組合では、個人情報保護及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等を遵守してお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、本店及び各支店窓口等に掲示(備付ける)することにより、公表します。

詳細はホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまの利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客さまの間、及び、当組合のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客さまの不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(又は総務部)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客さまから入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客さまの利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(総務部)を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」並びに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組を行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局並びに栃木県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがあります。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取り扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。

- ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「前記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】
*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。

- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

真岡信用組合 総務部

電話番号：0285-82-3496

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、栃木県銀行警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

報酬体系について

●対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位: 百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	61	85
監 事	9	15
合 計	71	100

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事は9名、監事は3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

資料編



■ 貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	
(資産の部)	令和6年度	令和7年度
現金	1,076,038	1,137,978
預け金	52,029,647	42,442,068
有価証券	22,837,461	23,531,117
国債	—	199,260
地方債	350,170	227,160
社債	12,316,959	13,581,163
株式	120,500	120,500
その他の証券	10,049,832	9,403,033
貸出金	49,218,601	47,623,582
割引手形	43,594	18,699
手形貸付	3,213,748	3,329,972
証書貸付	43,909,177	42,088,484
当座貸越	2,052,079	2,186,425
その他資産	789,494	814,395
未決済為替貸	10,366	30,348
全信組連出資金	455,000	455,000
前払費用	14,678	9,765
未収収益	176,916	207,645
その他の資産	132,533	111,635
有形固定資産	1,155,800	1,088,685
建物	699,482	651,762
土地	353,978	345,820
リース資産	1,095	547
その他の有形固定資産	101,243	90,554
無形固定資産	7,429	8,494
ソフトウェア	3,480	4,698
その他の無形固定資産	3,948	3,796
繰延税金資産	25,524	24,508
債務保証見返	36,581	16,471
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,132,146 (△ 894,055)	△ 1,058,007 (△ 866,430)
資産の部合計	126,044,433	115,629,293

■ 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	
(負債の部)	令和6年度	令和7年度
預金積金	94,534,746	93,330,580
当座預金	143,780	138,386
普通預金	45,324,005	44,405,814
貯蓄預金	188,855	221,250
通知預金	82,650	59,760
定期預金	44,129,301	44,327,802
定期積金	4,513,879	4,012,420
その他の預金	152,274	165,146
借入金	26,600,000	17,400,000
当座借越	26,600,000	17,400,000
その他負債	169,900	202,531
未決済為替借	17,155	13,364
未払費用	43,182	91,943
給付補填備金	1,575	2,576
未払法人税等	23,534	15,347
前受収益	17,467	17,432
払戻未済金	8,857	15,532
職員預り金	10,853	10,272
リース債務	1,099	551
その他の負債	46,175	35,510
賞与引当金	47,680	46,679
退職給付引当金	93,492	88,629
役員退職慰労引当金	90,491	99,376
偶発損失引当金	39,185	40,962
睡眠預金払戻損失引当金	315	649
債務保証	36,581	16,471
負債の部合計	121,612,395	111,225,881
(純資産の部)		
出資金	540,003	526,617
普通出資金	540,003	526,617
利益剰余金	4,841,655	4,987,988
利益準備金	546,479	540,003
その他利益剰余金	4,295,176	4,447,985
特別積立金	4,000,000	4,150,000
当期末処分剰余金	295,176	297,985
組合員勘定合計	5,381,659	5,514,606
その他有価証券評価差額金	△ 949,620	△ 1,111,194
評価・換算差額等合計	△ 949,620	△ 1,111,194
純資産の部合計	4,432,038	4,403,412
負債及び純資産の部合計	126,044,433	115,629,293

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 6年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署、審査部の協力の下に、自己査定委員会が資産査定を実施しております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | | |
|----------------|-------------|
| 年金資産の額 | 243,135 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181 百万円 |
| 差引額 | 35,953 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自 令和6年4月 至 令和7年3月)
- 0.486 %
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 8,850百万円（及び財政上の剰余金 44,804百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 6百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠資金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以降で、個々の資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として一時点て収益を認識しており、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 投資信託の解約損益の会計処理について、投資信託の解約益は損益計算書上「有価証券利息配当金」に計上しております。また、解約損については「国債等債券償還損」に計上しております。
16. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,058 百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において審議・報告を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において企業業績や信用情報、また時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMシステム、NBAシステムによって金利の変動リスクを管理しております。金利リスクに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において有価証券の金利や期間を把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告、理事会にも定期的に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関してNBAシステムにより管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券等の市場運用商品の保有については、有価証券等運用規定、市場関連リスク管理要領等に従い行っております。

このうち総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前の審査、投資限度額の設定のほか、NBAシステムを使用した継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクを管理しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量を、VaRを用いて月次で計測し、計測したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合の「有価証券」のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）で、「有価証券」以外のVaRはモンテカルロ法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在の市場リスク量は全体で 680,391 千円であります。

また、当組合では、計測モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものとして認識しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が急変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

18. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び全信組連出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（※1）	42,442	41,868	△573
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	8,601	7,756	△845
	14,809	14,809	—
	23,410	22,565	△845
(3) 貸出金（※1） 貸倒引当金（※2）	47,623		
	△1,058		
	46,565	46,725	159
(4) その他（※3）	1,137	1,137	—
金融資産計	113,556	112,297	△1,258
(1) 預金積金（※1）	93,330	93,042	△288
(2) 借入金（※1）	17,400	17,209	△190
(3) その他（※3）	10	10	—
金融負債計	110,740	110,261	△478

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 金融資産その他は現金、金融負債その他は職員預り金です。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。また、期限前償還条項付の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 19. から 24. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしてあります。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2) 借入金

借入金については、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間のものは帳簿価額を時価としております。

(3) その他

職員預り金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。

- (注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (＊)	120
全 信 組 連 出 資 金 (＊)	455
合 計	575

(＊) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下24. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百 万 円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	100	100	0
	小計	100	100	0
	国債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,906	1,641	△265
	その他	6,594	6,014	△580
	小計	8,501	7,656	△845
	合計	8,601	7,756	△845

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百 万 円)	取 得 原 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	302	300	2
	小計	302	300	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	120	120	—
	債券	12,100	13,073	△972
	国債	199	199	△0
	地方債	227	303	△76
	短期社債	—	—	—
	社債	11,674	12,569	△895
	その他	2,405	2,547	△141
	小計	14,627	15,740	△1,113
合計		14,929	16,040	△1,111

20. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売 却 額 (百 万 円)	売却益の合計額 (百 万 円)	売却損の合計額 (百 万 円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	293	12	4
合計	293	12	4

22. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
債券	298	5,969	3,396	4,343
国債	—	199	—	—
地方債	—	—	90	137
短期社債	—	—	—	—
社債	298	5,770	3,306	4,205
その他	697	5,145	597	2,286
合計	995	11,115	3,993	6,629

24. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,278百万円
危険債権額	320百万円
要管理債権額	354百万円
三月以上延滞債権額	16百万円
貸出条件緩和債権額	337百万円
小計額	1,953百万円
正常債権額	45,719百万円
合計額	47,673百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 18百万円であります。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,672百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,672百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 1,628 百万円

29. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1 百万円

30. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 — 百万円

31. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	259 百万円
貸出金償却(有税分)	28
退職給付引当金損金算入限度超過額	25
減価償却損金算入限度超過額	71
役員退職慰労引当金	28
土地減損損失	109
その他	30
繰延税金資産小計	553
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△528
評価性引当額小計	△528
繰延税金資産合計	24
繰延税金負債	
—	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	24 百万円

(2) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を従来の27.66%から28.38%に変更しました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は0百万円増加し、法人税等調整額は0百万円減少しております。

32. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金 22,034 百万円
	有価証券 1,000 百万円
担保資産に対応する債務	借入金 17,400 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代埋店取引のために預け金 3,726 百万円を担保として提供しております。

33. 出資1口当たりの純資産額は 418円 08銭です。

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,341,238	1,491,890
資金運用収益	1,166,316	1,354,733
貸出金利息	810,955	910,762
預け金利息	104,894	151,691
有価証券利息配当金	230,488	280,836
その他の受入利息	19,978	11,442
役務取引等収益	72,410	70,566
受入為替手数料	19,645	19,732
その他の役務収益	52,765	50,834
その他業務収益	3,210	7,209
国債等債券売却益	15	2,294
その他の業務収益	3,195	4,915
その他経常収益	99,301	59,381
貸倒引当金戻入益	97,951	48,056
償却債権取立益	1,016	805
株式等売却益	—	10,022
その他の経常収益	332	495
経常費用	1,113,237	1,291,180
資金調達費用	89,261	210,675
預金利息	57,218	187,787
給付補填備金繰入額	643	2,148
借入金利息	31,296	20,618
その他の支払利息	102	120
役務取引等費用	82,932	87,427
支払為替手数料	8,958	8,820
その他の役務費用	73,974	78,606
その他業務費用	47,268	98,819
国債等債券売却損	411	4,554
国債等債券償還損	46,780	94,239
その他の業務費用	76	25
経費	875,305	878,126
人件費	540,541	551,110
物件費	301,186	293,451
税金	33,577	33,564
その他経常費用	18,469	16,131
貸出金償却	7,173	103
その他の経常費用	11,295	16,028
経常利益	228,001	200,709

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
特別利益	—	—
特別損失	25,220	11,432
固定資産処分損	0	0
減損損失	25,220	11,432
税引前当期純利益	202,780	189,277
法人税・住民税及び事業税	29,657	28,396
法人税等調整額	1,719	1,016
法人税等合計	31,377	29,413
当期純利益	171,403	159,864
繰越金(当期首残高)	123,772	138,121
当期末処分剰余金	295,176	297,985

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 14円 78銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は 70,358千円であります。また、その他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は 680千円、その他経常収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は 458千円であります。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じる収益の主なものは為替業務やその他の役務取引等に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)であり、これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

貸金庫や夜間金庫のサービス期間に対応して生じる収益については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
真岡市内	営業用店舗1力店	土地	6,994 千円
芳賀郡内	営業用店舗2力店	土地	1,164 千円
真岡市内	営業用店舗1力店	建物	3,274 千円
合計			11,432 千円

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グループの単位としております。但し、営業店の中で益子地区の益子支店と七井支店はグループ化しており、益子地区グループとして継続的な収支の把握を行っております。また、本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損した営業用店舗は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 11,432 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

経理・経営内容

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	295,176	297,985
利益準備金限度超過額取崩額	6,476	13,385
計	301,652	311,370
剰余金処分数額	163,530	115,823
普通出資に対する配当金	13,530 (年2.5%の割合)	15,823 (年3.0%の割合)
特別積立金	150,000	100,000
繰越金(当期末残高)	138,121	195,547

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	1,166,316	1,354,733
資金調達費用	89,261	210,675
資金運用収支	1,077,054	1,144,057
役務取引等収益	72,410	70,566
役務取引等費用	82,932	87,427
役務取引等収支	△ 10,522	△ 16,860
その他業務収益	3,210	7,209
その他業務費用	47,268	98,819
その他の業務収支	△ 44,057	△ 91,610
業務粗利益	1,022,474	1,035,586
業務粗利益率	0.75%	0.85%
業務純益	157,016	170,485
実質業務純益	157,016	170,485
コア業務純益	204,192	266,985
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	204,192	229,898

(注) 1.業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2.業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3.実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4.コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.16	0.16
総資産当期純利益率	0.12	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	0.85	1.11
資金調達原価率 (b)	0.72	0.92
資金利鞘 (a - b)	0.13	0.19

(注) 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人件費	540,541	551,110
報酬給料手当	439,700	447,979
退職給付費用	25,598	28,887
その他	75,242	74,243
物件費	301,186	293,451
事務費	129,948	133,290
固定資産費	47,714	45,750
事業費	20,165	17,743
人事厚生費	6,580	6,425
有形固定資産償却	79,996	72,630
無形固定資産償却	2,687	3,355
その他	14,094	14,256
税金	33,577	33,564
経費合計	875,305	878,126

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	72,410	70,566
受入為替手数料	19,645	19,732
その他の受入手数料	52,714	50,790
その他の役務取引等収益	51	44
役務取引等費用	82,932	87,427
支払為替手数料	8,958	8,820
その他の支払手数料	1,671	1,887
その他の役務取引等費用	72,302	76,719

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	10,235	188,417
支払利息の増減	48,882	121,413

経理・経営内容

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,256,223	1,275,031	1,282,392	1,341,238	1,491,890
経常利益	114,386	232,842	△ 182,275	228,001	200,709
当期純利益	59,828	233,041	△ 278,520	171,403	159,864
預金積金残高	96,046,735	96,593,770	95,348,031	94,534,746	93,330,580
貸出金残高	50,356,596	51,438,491	50,033,635	49,218,601	47,623,582
有価証券残高	26,721,160	24,744,965	22,620,240	22,837,461	23,531,117
総資産額	143,021,594	139,533,504	136,368,424	126,044,433	115,629,293
純資産額	5,266,891	4,970,115	4,638,115	4,432,038	4,403,412
自己資本比率(単体)	9.61 %	9.79 %	9.82 %	10.60 %	10.72 %
出資総額	559,594	549,338	546,479	540,003	526,617
出資総口数	11,191 千口	10,986 千口	10,929 千口	10,800 千口	10,532 千口
出資に対する配当金	13,978	11,132	10,913	13,530	15,823
職員数	71 人	74 人	69 人	65 人	62 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	6年度	135,988 ^{百万円}	1,166,316 ^{千円}	0.85 [%]	
	7年度	121,163	1,354,733	1.11	
	うち貸出金	6年度	48,885	810,955	1.65
		7年度	48,054	910,762	1.89
	うち預け金	6年度	62,878	104,894	0.16
		7年度	48,403	151,691	0.31
	うち金融機関貸付等	6年度	—	—	—
		7年度	—	—	—
	うち有価証券	6年度	23,769	230,488	0.96
		7年度	24,250	280,836	1.15
資金調達勘定	6年度	131,897	89,261	0.06	
	7年度	116,926	210,675	0.18	
	うち預金積金	6年度	99,903	57,862	0.05
		7年度	95,548	189,936	0.19
	うち譲渡性預金	6年度	—	—	—
		7年度	—	—	—
	うち借入金	6年度	31,981	31,296	0.09
		7年度	21,364	20,618	0.09

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(6年度25百万円、7年度27百万円)を控除して表示しております。

■ オフバランス取引の状況

保有する投資信託に内包されているもの以外で残高はございません。

(注) オフバランス取引とは、金利スワップ・通貨スワップ・先物外国為替取引・金利オプション(買)・通貨オプション(買)・その他金融派生商品をいいます。

■ 先物取引の時価情報

該当事項なし

■ オプション取引の時価情報

該当事項なし

有価証券の時価等情報

■ 売買目的有価証券

該当事項なし

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

■ 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差 額	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	400	411	11	100	100	0
	小計	400	411	11	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,807	1,631	△ 176	1,906	1,641	△ 265
	その他	6,295	5,900	△ 395	6,594	6,014	△ 580
	小計	8,103	7,531	△ 571	8,501	7,656	△ 845
合計		8,503	7,942	△ 560	8,601	7,756	△ 845

(注) 1. 「社債」は金融債及び事業債です。

2. 「その他」は外国証券です。

■ 市場価格のない株式等及び全信組連出資金

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式		120	120
全信組連出資金		455	455
合計		575	575

(注) 1. 非上場株式は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 全信組連出資金は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第19項に規定されている「市場価格のない株式等」に該当する出資金です。

■ その他有価証券

(単位:百万円)

項 目		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	200	200	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	200	0	—	—	—
	その他	201	200	1	302	300	2
	小計	401	400	1	302	300	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	120	120	—	120	120	—
	債券	10,659	11,380	△ 721	12,100	13,073	△ 972
	国債	—	—	—	199	199	△ 0
	地方債	350	403	△ 53	227	303	△ 76
	社債	10,309	10,977	△ 667	11,674	12,569	△ 895
	その他	3,152	3,381	△ 229	2,405	2,547	△ 141
	小計	13,932	14,883	△ 950	14,627	15,740	△ 1,113
合計		14,334	15,283	△ 949	14,929	16,040	△ 1,111

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

2. 「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

経理・経営内容

金 銭 の 信 託	
■ 運用目的の金銭の信託	■ 満期保有目的の金銭の信託
該当事項なし	該当事項なし
■ その他の金銭の信託	
該当事項なし	

■ その他業務収益の内訳			(単位:百万円)
項 目	令和6年度	令和7年度	
外国為替売買益	—	—	
商品有価証券売買益	—	—	
国債等債券売却益	0	2	
国債等債券償還益	—	—	
金融派生商品収益	—	—	
その他の業務収益	3	4	
その他業務収益合計	3	7	

■ 預貸率、預証率の期末値及び期中平均値				(単位:%)
区 分		令和6年度	令和7年度	
預貸率	(期 末)	52.06	51.02	
	(期中平均)	48.93	50.29	
預証率	(期 末)	24.15	25.21	
	(期中平均)	23.79	25.38	

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 1店舗当たりの預金及び貸出金残高			(単位:百万円)
区 分	令和6年度末	令和7年度末	
1店舗当たりの預金残高	15,755	15,555	
1店舗当たりの貸出金残高	8,203	7,937	

■ 職員1人当たりの預金及び貸出金残高			(単位:百万円)
区 分	令和6年度末	令和7年度末	
職員1人当たりの預金残高	1,454	1,505	
職員1人当たりの貸出金残高	757	768	

資金調達

■ 預金種目別平均残高					(単位:百万円、%)
種 目	令和6年度		令和7年度		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性預金	46,683	46.7	46,460	48.6	
定期性預金	53,220	53.3	49,087	51.4	
譲渡性預金	—	—	—	—	
その他の預金	—	—	—	—	
合計	99,903	100.0	95,548	100.0	

資金調達

■ 預金者別預金残高

(単位: 百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	83,273	88.1	82,103	88.0
法人	11,260	11.9	11,227	12.0
一般法人	10,745	11.4	10,508	11.3
金融機関	12	0.0	14	0.0
公金	503	0.5	703	0.7
合計	94,534	100.0	93,330	100.0

■ 組員・組員外別預金内訳の推移

(単位: 百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員預金	65,909	69.7	64,803	69.4
組員外預金	28,624	30.3	28,527	30.6
合計	94,534	100.0	93,330	100.0

■ 定期預金種類別残高

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	43,822	44,046
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	306	281
合計	44,129	44,327

■ 財形貯蓄残高

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財形貯蓄残高	11	6

資金運用

■ 貸出金種類別平均残高

(単位: 百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	58	0.1	36	0.1
手形貸付	3,687	7.6	3,239	6.7
証書貸付	43,271	88.5	42,830	89.1
当座貸越	1,869	3.8	1,948	4.1
合計	48,885	100.0	48,054	100.0

■ 貸出金金利区分別残高

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利貸出	14,028	14,045
変動金利貸出	35,190	33,577
合計	49,218	47,623

資金運用

■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	2,309	4.7	2,263	4.8
農業、林業	958	1.9	935	2.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	9	0.0
建設業	6,401	13.0	5,743	12.1
電気、ガス、熱供給、水道業	6,994	14.2	7,568	15.9
情報通信業	1	0.0	5	0.0
運輸業、郵便業	1,925	3.9	1,807	3.8
卸売業、小売業	2,908	5.9	2,989	6.3
金融業、保険業	3	0.0	3	0.0
不動産業	7,874	16.0	7,411	15.6
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	221	0.4	208	0.4
宿泊業	418	0.9	348	0.7
飲食業	500	1.0	498	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	35	0.1	34	0.1
教育、学習支援業	84	0.2	65	0.1
医療、福祉	457	0.9	489	1.0
その他のサービス	3,730	7.6	3,548	7.4
その他の産業	664	1.4	657	1.4
小計	35,491	72.1	34,588	72.6
地方公共団体	242	0.5	199	0.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	13,483	27.4	12,835	27.0
合計	49,218	100.0	47,623	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	—	—	45	0.2
地方債	572	2.4	309	1.3
短期社債	—	—	—	—
社債	12,974	54.6	13,935	57.5
株式	120	0.5	120	0.5
外国証券	8,537	35.9	8,714	35.9
その他の証券	1,564	6.6	1,123	4.6
合計	23,769	100.0	24,250	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	199	—	—
地方債	令和6年度末	99	—	94	156
	令和7年度末	—	—	90	137
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
社債	令和6年度末	499	2,245	5,202	4,368
	令和7年度末	298	5,770	3,306	4,205
株式	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
外国証券	令和6年度末	599	4,974	897	2,293
	令和7年度末	697	5,077	597	2,286
その他の証券	令和6年度末	—	95	455	—
	令和7年度末	—	68	—	—
合計	令和6年度末	1,199	7,316	6,649	6,817
	令和7年度末	995	11,115	3,993	6,629

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末	478	0.9	—
	令和7年度末	352	0.7	—
有価証券	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
動産	令和6年度末	8,756	17.8	—
	令和7年度末	9,174	19.3	—
不動産	令和6年度末	18,206	37.0	0
	令和7年度末	17,878	37.5	0
その他	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
小計	令和6年度末	27,441	55.7	0
	令和7年度末	27,406	57.5	0
信用保証協会・信用保険	令和6年度末	6,132	12.5	—
	令和7年度末	6,359	13.4	—
保証	令和6年度末	9,464	19.2	36
	令和7年度末	9,124	19.2	15
信用	令和6年度末	6,179	12.6	—
	令和7年度末	4,733	9.9	—
合計	令和6年度末	49,218	100.0	36
	令和7年度末	47,623	100.0	16

資金運用

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,411	17.7	1,459	18.9
住宅ローン	6,573	82.3	6,263	81.1
合計	7,984	100.0	7,723	100.0

■ 組員・組員外別貸出金内訳の推移

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員貸出	48,763	99.1	47,222	99.2
組員外貸出	454	0.9	400	0.8
合計	49,218	100.0	47,623	100.0

■ 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	13,979	28.4	13,842	29.1
設備資金	35,239	71.6	33,781	70.9
合計	49,218	100.0	47,623	100.0

■ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,383	1,278
危険債権額	167	320
要管理債権	352	354
三月以上延滞債権額	—	16
貸出条件緩和債権額	352	337
小計(A)	1,903	1,953
保全額(B)	1,624	1,638
担保・保証額(C)	628	691
個別貸倒引当金(D)	894	866
一般貸倒引当金(E)	101	80
保全率(B)／(A)	85.3	83.8
引当率((D)+(E))／((A)－(C))	78.0	74.9
正常債権(F)	47,384	45,719
総与信残高(A)+(F)	49,288	47,673

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「担保・保証額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(D)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「一般貸倒引当金」(E)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

■ 経営改善支援等の取組実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組先数 (α)							
	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 (β)	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 (γ)	αのうち再生計画を 策定した先数 (δ)				
396	15	0	14	2	3.79	0.00	13.33

(注) 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2.期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。
3.債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4.「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組先で
期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。
5.「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6.「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数
です。
7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合の中小企業の経営支援の取組方針は、従来と変わらず、地元中小企業事業者等に対し、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに、事業者の経営相談及び経営改善に対し、きめ細やかな支援に取り組むこととしております。
中小企業に対する経営支援の重要性を認識し、お客さまと目線を合わせ、貸出金の条件変更等の申込、経営課題等に対して適切かつ積極的に取り組んでまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

各営業店に経営支援の相談窓口を設置し、お客さまの経営相談等に対応しております。(平日9:00～15:00 祝日及び組合の休業日は除く)
本部、各営業店共に経営支援に取り組んでおります。
また、「TKC全国会栃木支部」、「中小企業診断士協会栃木支部」と業務提携しており、地域プラットフォームである「栃木・小山・真岡地域中小企業支援ネットワーク(TOMネット)」への参加、「建設産業生産性向上支援事業に関するパートナー協定」を締結、「栃木県事業引継ぎ支援センター」等との連携により対応しております。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新事業支援面では、「創業・新事業支援についての覚書」を真岡商工会議所・栃木県商工会連合会と締結致しました。創業・起業家に対しての金融支援、各商工団体との連携強化により創業・新事業支援に取り組んでおります。
企業の成長期における支援は、取引先のライフサイクルに応じ、金融支援、販路拡大(ビジネスマッチング・商談会)支援に取り組んでおります。
経営改善・事業再生・業種転換期の企業に対しては、外部機関の専門家を活用した経営改善計画書策定支援等により経営改善・事業再生などに取り組んでおります。

●創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業支援については、創業・起業されるお客さまに公的補助金制度の利用促進を図り、制度資金等を活用した金融支援を行っております。
また、日本政策金融公庫と業務提携し、創業支援ローン「望(のぞみ)」をリリースし、金融面での創業支援に取り組んでおります。

●成長期における支援

成長期の企業に対しては、お客さまの資金ニーズに合わせ、運転資金・設備資金を積極的に金融支援しており、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢で対応しております。
販路拡大支援としては、全国信用協同組合連合会等が主催する「しんくみ物産展」、当組合が共催する「ものづくり企業展示・商談会」への出店を促すなどビジネスマッチング活動も行っております。
また、東京都に本店を置く第一勧業信用組合と提携し、「地方物産品の販売・商談会」によるビジネスマッチング支援の取組実績もあります。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生期の支援については、貸出金のリスケジュール対応、経営改善計画書策定支援及びその後のフォローアップを主として取り組んでおります。
「栃木県中小企業活性化協議会」と連携し、企業再生支援に取り組み、栃木県信用保証協会の「経営安定化支援事業」を活用し、経営改善支援に取り組んでおります。
なお、事業引継ぎ支援については、栃木県事業引継ぎ支援センターと「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結し、支援に取り組んでおります。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを尊重・遵守して参ります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めて参ります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。
 - ① 法人と経営者の個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③ 適時適切に財務情報が提供されている。
 - ④ 法人のみ資産・収益力で返済が可能である。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の金額全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に上記1. ①～③について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口

【真岡信用組合 審査部】

受付日：月曜日から金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）

受付時間：9:00～17:00

電話：0285-80-8200

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例（令和7年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
該当法人の収益性は高く、財務内容も良好で安全性に問題なく推移しております。法人資産と個人資産についても明確に区分されております。
2. 取組内容
該当法人の決算状況・財務内容及び法人資産と個人資産の分離状況を勘案し、経営者保証を求めないこととしました。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	204件	128件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	27.53%	20.28%
保証契約を解除した件数	44件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

■地域の活性化に関する取組状況

当組合の地元企業の活性化の取組は、「ものづくり企業展示・商談会」の共催、「しんくみ物産展」の協賛により、取引先への参加活動を行っております。

経営内容

■ 自己資本の充実の状況(その1)

【定性的な開示事項】

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は出資金、利益剰余金等で構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
真岡信用組合	普通出資	526百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合はこれまで、内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合は僅少に推移しております。

将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の元、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため大口と与先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において審議・報告を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において企業業績や信用情報、また時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合は「標準的手法」を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポーチャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ

4. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、組合が定める規定等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「取引約定書」や規定等に基づき、適切な取り扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポーチャーの種類に偏ることなく分散されております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

また、長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポーチャーに関する事項

該当する事項はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備してまいります。

また、これらのリスクに関しましては、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、投資信託等が該当します。

リスクの状況は、財務諸表を基にした評価を定期的に行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義しております。

具体的には、組合が定める「リスク管理規程・リスク管理要領」に則り、リスク管理部署が、BPV、VaR、IRRBB等のリスク指標を活用して金利リスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、その結果は常勤理事会、理事会にも報告しております。

管理方法としては、リスクリミット、ポジション枠等を設定し管理しています。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム、証券会社で構築した有価証券管理システム(NBAシステム)の両方を用いて、BPV、VaR、IRRBB等により金利リスクを計測しております。

・BPV(100BPV)……………市場金利が1%上昇(平行移動)した時の現在価値変動額
・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
・計測頻度 月次(前月末基準)

・VaR(バリュー・アット・リスク)…過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、最大の損失額
・算出前提 保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 5年間
・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
・計測頻度 月次(前月末基準)

・IRRBB ……………金利ショックに対する経済的価値の減少額
・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
・計測頻度 月次(前月末基準)

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		令和6年度		令和7年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	1,120	81	861	38
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,068		810	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,120	81	861	38
8	自己資本の額	5,600		5,684	

当局の開示定義に従い、△EVEのプラス表示は経済価値減少、△NIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

△EVEについて

令和8年3月末の△EVEで計測した銀行勘定の金利リスクは、規制で定められた3つのシナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本5,684百万円に対し最大リスク量は861百万円となります。なお、最大リスク量は前期末比△259百万円となっております。

(△EVE算出の前提)

流動性預金については、金利改定の平均満期は1.250年、最長満期を5年とし、流動性預金全体に占めるコア預金の割合は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は考慮しておりません。

複数通貨の集計方法ですが、円金利のみを対象としております。

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。また、内部モデルは使用しておりません。

経済価値算出にあたっては、再評価法を用いております。

△NIIについて

令和8年3月末の△NIIで計測した銀行勘定のリスクは、規制で定められた2つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、最大リスク量は38百万円となります。なお、最大リスク量は前期末比△43百万円となっております。

(△NII算出の前提)

上記△EVE算出と同様の前提を用いております。

経営内容

■ 自己資本の充実の状況(その2)

【定量的な開示事項】

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,368	5,498
うち、出資金及び資本剰余金の額	540	526
うち、利益剰余金の額	4,841	4,987
うち、外部流出予定額(△)	13	15
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	238	191
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	238	191
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,606	5,690
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	6
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,600	5,684
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	50,886	50,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	1,943	2,000
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	52,829	52,998
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.60%	10.72%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	50,886	2,035	50,998	2,039
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	50,886	2,035	50,998	2,039
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	—	—
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	0	0	—	—
我が国の政府関係機関向け	0	0	—	—
地方三公社向け	0	0	—	—
金融機関向け	7,743	309	7,649	305
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	109	4	161	6
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	20,546	821	20,221	808
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,716	308	7,122	284
トランザクター向け	—	—	—	—
不動産関連向け	7,805	312	7,919	316
自己居住用不動産等向け	2,399	95	2,296	91
賃貸用不動産向け	5,366	214	5,566	222
事業用不動産関連向け	39	1	56	2
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,298	131	4,123	164
延滞等向け	397	15	399	15
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	77	3	130	5
取立未済手形	2	0	6	0
信用保証協会等による保証付	387	15	433	17
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	933	37	1,087	43
上記以外	1,973	78	1,907	76
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	455	18	455	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	68	2	67	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していないその他金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	1,449	57	1,384	55
②証券化エクスポージャー	0	0	—	—
証券化	0	0	—	—
STC要件適用部分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用部分	—	—	—	—
不良債権証券化適用部分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を10パーセントで除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	1,943	77	2,000	80
BI	1,295	—	1,333	—
BIC	155	—	160	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額 (イ+ロ)	52,829	2,113	52,998	2,119

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引) によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	120,062	109,470	50,211	47,694	13,388	15,079	—	—	56,462	46,696	1,362	1,378
国外	8,795	8,594	—	—	8,795	8,594	—	—	—	—	—	—
地域別合計	128,858	118,065	50,211	47,694	22,183	23,674	—	—	56,462	46,696	1,362	1,378
製造業	4,489	4,716	2,395	2,322	2,093	2,393	—	—	—	—	55	53
農業、林業	1,177	1,130	1,177	1,130	—	—	—	—	—	—	32	8
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	9	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	7,511	6,741	7,175	6,441	300	300	—	—	36	—	64	68
電気、ガス、熱供給、水道業	11,511	12,183	7,006	7,580	4,504	4,602	—	—	—	—	—	—
情報通信業	503	506	3	5	500	500	—	—	0	0	1	1
運輸業、郵便業	2,775	2,728	1,962	1,825	799	897	—	—	13	5	8	8
卸売業、小売業	3,594	3,252	3,494	3,052	100	200	—	—	—	—	641	639
金融業、保険業	63,787	55,195	3	3	11,085	11,979	—	—	52,698	43,211	—	—
不動産業	9,685	8,987	7,991	7,445	1,399	1,299	—	—	294	242	125	130
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	227	217	227	217	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	418	349	418	349	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	734	707	734	707	—	—	—	—	—	—	33	31
生活関連サービス業、娯楽業	164	197	64	97	100	100	—	—	—	—	1	1
教育、学習支援業	84	65	84	65	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	458	489	458	489	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,397	4,194	4,095	3,892	300	300	—	—	2	2	20	19
その他の産業	664	657	664	657	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,246	1,303	243	199	1,000	1,100	—	—	3	3	—	—
個人	12,010	11,199	12,010	11,199	—	—	—	—	—	—	376	414
その他	3,414	3,231	—	—	—	—	—	—	3,414	3,231	—	—
業種別合計	128,858	118,065	50,211	47,694	22,183	23,674	—	—	56,462	46,696	1,362	1,378
1年以下	22,754	4,672	2,718	1,981	1,199	1,000	—	—	18,836	1,691		
1年超3年以下	30,211	31,956	2,878	3,143	3,199	7,387	—	—	24,134	21,425		
3年超5年以下	11,814	23,047	2,021	2,250	4,091	3,891	—	—	5,700	16,905		
5年超7年以下	6,212	6,747	1,971	1,939	3,687	3,488	—	—	553	1,320		
7年超10年以下	6,892	5,690	4,095	3,690	2,797	800	—	—	—	1,200		
10年超	41,890	39,539	33,482	32,432	7,207	7,107	—	—	1,200	—		
期間の定めのないもの	9,083	6,411	3,045	2,256	—	—	—	—	6,037	4,154		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	128,858	118,065	50,211	47,694	22,183	23,674	—	—	56,462	46,696		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 貸倒引当金等の状況

ア. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	255	238	—	255	238
	令和7年度	238	191	—	238	191
個別貸倒引当金	令和6年度	988	894	14	974	894
	令和7年度	894	866	26	867	866
貸倒引当金合計	令和6年度	1,244	1,132	14	1,230	1,132
	令和7年度	1,132	1,058	26	1,106	1,058

(注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

イ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	4	21	21	38	—	0	4	20	21	38	—	—
農業、林業	10	26	26	8	—	16	10	10	26	8	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	85	41	41	45	6	8	79	32	41	45	7	0
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
運輸業、郵便業	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	—	—
卸売業、小売業	561	517	517	533	5	—	556	517	517	533	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	96	81	81	47	—	—	96	81	81	47	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	17	18	18	17	—	—	17	18	18	17	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	35	33	33	33	—	—	35	33	33	33	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	166	143	143	131	2	0	163	142	143	131	—	—
合計	988	894	894	866	14	26	974	867	894	866	7	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ウ. 貸出金償却額の状況

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	7	0

エ. 偶発損失引当金の状況

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
偶発損失引当金	39	40

経営内容

オ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	令和6年度	1,076	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	1,137	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	530	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	298	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	51	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	615	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	476	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	令和6年度	—	—	—	297	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	298	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	25,600	—	—	27,489	—	6,497	—	—	—	—	—	—	1,401	—	—	—
	令和7年度	16,400	—	—	27,269	—	6,340	—	—	—	—	—	—	1,404	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	100	—	298	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	209	—	398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	令和6年度	—	—	—	4,199	—	—	—	—	—	—	—	—	4,906	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	4,770	—	—	—	—	—	—	—	—	5,818	—	—	—
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	—	—	573	—	—	—	—	—	—	—	—	388	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	642	—	—	—	—	—	—	—	—	450	—	—	—
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	—	18	—	70	—	—	5,197	—	—	—	—	—	—	—	2,172	—
	令和7年度	—	—	—	65	—	—	4,868	—	—	—	—	—	—	—	1,956	—
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	18	—	70	—	—	5,197	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	65	—	—	4,868	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,172	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,956	—
事業用不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	令和6年度	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	152	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	104	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	令和6年度	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	令和6年度	1,335	3,874	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	1,045	4,331	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	令和6年度	29,209	4,198	—	32,650	—	6,497	—	5,197	—	—	—	—	6,855	—	2,172	—
	令和7年度	19,956	4,331	—	32,792	—	6,340	—	4,868	—	—	—	—	7,777	—	1,956	—

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,076
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,137
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	530
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	298
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	615
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	476
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	299
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	299
地方三公社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	297
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	298
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	2	0	—	—	60,991
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,415
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	398
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	607
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	令和6年度	—	102	—	20,125	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	70	29,404
	令和7年度	—	—	—	19,288	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,877
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	5,182	—	—	—	—	3,521	—	—	—	—	—	—	—	—	9,665
	令和7年度	—	4,959	—	—	—	—	3,050	—	—	—	—	—	—	—	—	9,103
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	10	753	—	—	35	—	—	3,868	—	—	—	—	—	—	—	12,127
	令和7年度	58	772	—	—	13	—	—	4,183	2	—	—	—	—	—	—	11,921
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	753	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,039
	令和7年度	—	772	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,706
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	3,868	—	—	—	—	—	—	—	6,041
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	4,183	—	—	—	—	—	—	—	6,139
事業用不動産関連向け	令和6年度	10	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
	令和7年度	58	—	—	—	13	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	75
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,298	—	—	—	3,298
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,298	—	—	—	3,298
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	令和6年度	—	—	—	—	—	—	93	—	—	—	—	150	—	—	—	404
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	162	—	—	—	—	122	—	—	—	401
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	77	—	—	—	—	—	—	—	—	82
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	130	—	—	—	—	—	—	—	—	130
取立未済手形	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
信用保証協会等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,210
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,377
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	933	—	—	933
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	836	—	—	836
合計	令和6年度	10	6,037	—	20,125	35	—	3,692	3,868	—	—	—	3,452	934	—	70	125,008
	令和7年度	58	5,731	—	19,288	13	—	3,343	4,183	2	—	—	3,420	836	—	—	114,902

経営内容

カ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	1,076	1,137	—	—	1,076	1,137	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	530	298	—	—	530	298	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	59	—	—	—	59	—	—	—	3	—	6%	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	615	476	—	—	615	476	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	20%	—
国際開発銀行向け	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	20%	—
地方公共団体金融機構向け	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	9%	—
我が国の政府関係機関向け	299	299	—	—	299	299	—	—	0	—	0%	0%
地方三公社向け	297	298	—	—	297	298	—	—	0	—	0%	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60,991	51,370	—	45	60,991	51,370	—	45	7,743	7,649	13%	15%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	398	607	—	—	398	607	—	—	109	161	27%	27%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	29,258	29,790	837	781	29,094	29,645	310	231	20,546	20,221	70%	68%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	9,906	9,281	8,017	7,901	9,632	9,091	32	11	7,716	7,122	80%	78%
トランザクター向け	—	—	3,212	3,130	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	12,205	11,992	—	—	12,127	11,921	—	—	7,805	7,919	64%	66%
自己居住用不動産等向け	6,085	5,746	—	—	6,039	5,706	—	—	2,399	2,296	40%	40%
賃貸用不動産向け	6,056	6,155	—	—	6,041	6,139	—	—	5,366	5,566	89%	91%
事業用不動産関連向け	63	91	—	—	46	75	—	—	39	56	85%	75%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,298	3,298	—	—	3,298	3,298	—	—	3,298	4,123	100%	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	409	401	—	—	404	401	—	—	397	399	98%	100%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	82	130	—	—	82	130	—	—	77	130	94%	100%
取立未済手形	10	30	—	—	10	30	—	—	2	6	20%	20%
信用保証協会等による保証付	5,282	5,401	—	—	5,210	5,377	—	—	387	433	7%	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	933	836	—	—	933	836	—	—	933	1,087	100%	130%
合計	125,259	115,043	8,854	8,727	124,666	114,614	342	288	48,912	49,091	39%	42%

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

キ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値(%)		資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	77,664	68,226	276	127	100.000	100.000	77,822	68,289
40%～70%	9,066	9,697	3,212	3,254	0.000	3.000	9,038	9,792
75%	6,235	5,890	4,742	4,714	1.000	0.000	6,037	5,731
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	20,256	19,406	560	575	6.000	4.000	20,125	19,288
90%～100%	3,775	3,377	61	56	0.000	0.000	3,728	3,357
105%～130%	3,868	4,188	—	—	—	—	3,868	4,185
150%	3,457	3,421	—	0	—	100.000	3,452	3,420
250%	934	836	—	—	—	—	934	836
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	125,259	115,043	8,854	8,727	4.000	3.000	125,008	114,902

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	593	429	596	597	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

経営内容

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	396	396	373	373
非上場株式等	1,009	1,009	491	491
合計	1,406	1,406	864	864

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	12
売却損	—	4
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△ 196	△ 102

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

証券業務

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国債	70	229

(注)個人向け国債のみ取り扱っており、新型窓口販売方式国債、地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月22日
真岡信用組合
理事長 塚田 義孝

法定監査の状況

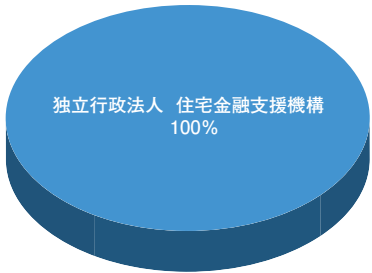
当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「公認会計士小川浩典事務所」の監査を受けております。

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	156	135
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	156	135

令和7年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区 分	令和6年度				令和7年度			
	他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分		他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振込	39,047	41,153	77,527	44,076	39,823	35,933	79,375	39,729
送金	—	—	—	—	—	—	—	—
代金取立	1	0	1	2	1	27	2	—
雑為替	1,450	536	749	314	1,680	735	980	348
合計	40,498	41,689	78,277	44,392	41,504	36,695	80,357	40,077

その他業務

各種手数料一覧

(令和8年4月1日現在)

発行手数料

証明書	残高証明	預金(出資含)/融資 ※科目毎	550円
		システム外(制定外/英文/相続関連)	1,100円
		会計監査人制定用紙	3,300円
		住宅取得控除証明書(1通につき)	550円
		利息証明書(1通につき)	550円
新規		磁気キャッシュカード(代理人カード)	1,100円
		ICキャッシュカード(代理人カード含)	
再発行		通帳・証書・カード	1,100円
株式払込委託手数料			1,100円
口座開設手数料		相続財産管理人名義	11,000円
		破産管財人名義	
取引履歴明細発行 ※当座取引・集約明細は除く			550円

円貨両替手数料

両替枚数 (現行通貨)	1枚～ 50枚	51枚～ 500枚	501枚～ 1,000枚	1,001枚～ 1,500枚	1,501枚～ 2,000枚
手数料	無料 (注)	660円	1,320円	1,980円	2,640円 以降500枚毎に 660円を加算
旧券・旧貨・記念硬貨(両替、入金)		50枚毎に660円			

(注)当組合に口座をお持ちでない方は660円となります。

硬貨整理手数料

硬貨枚数 (現行通貨)	1枚～ 100枚	101枚～ 500枚	501枚～ 1,000枚	1,001枚～ 1,500枚	1,501枚～ 2,000枚
手数料	無料	770円	1,320円	1,980円	2,640円 以降500枚毎に 660円を加算
旧券・旧貨・記念硬貨(両替、入金)		50枚毎に660円			

貸金庫・夜間金庫使用料

貸 金 庫		本 店	七 井 支 店 ※	荒町支店(全自動)
	小	13,200円	7,700円	
	中	16,500円	9,900円	19,800円
	大	22,000円	15,400円	26,400円
	※七井支店の新規受付は行っておりません。			
夜間金庫	本店・益子支店・七井支店 芳賀支店・長田支店・荒町支店			13,200円

個人情報開示

個人データ通知手数料(一通につき)	10年以下	5,500円
	10年超	11,000円

ATM 利用手数料

◎当組合ATM利用(個人/法人)					
稼働日	ご 利 用 時 間	当 組 合 カ ー ド		他 行 カ ー ド	
		預 入	引 出	預 入	引 出
平 日	8:45 ～ 18:00	無 料		110円	110円
	18:00 ～ 19:00			220円	220円
土 曜	9:00 ～ 14:00			110円	110円
	14:00 ～ 17:00			220円	220円
日曜・祝日	9:00 ～ 17:00			220円	220円
土日祝日 稼働店舗	本店・益子支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店				
◎セブン銀行ATM利用(個人/法人)					
	ご 利 用 時 間	預 入		引 出	
終日	0:00 ～ 24:00	110円			

※手数料には消費税が含まれております。

融資関連手数料

事業 手 数 料	事業資金 (証貸、手貸) ・1口座毎 ・預担含む	貸出額1,000万円以下	5,500円
		貸出額1,000万円超	11,000円
		ただし、別途定めのある対象取引または制度資金は除きます。	
	債務保証		11,000円
	引当融資 (証貸、手貸) ・1口座毎	貸出額1,000万円以下	11,000円
		貸出額1,000万円超	22,000円
		※工事代金等の回収金を引当とする融資が対象となります。	
	フリー・その他消費ローン		5,500円
	カーライフ・奨学ローン		5,500円
	カーライフ・奨学ローン(保証料一括払商品)		1,650円
不 動 産 等 担 保 関 連	条件変更手数料(1口毎) ※事業性融資含む、上記保証料先払商品は除く		5,500円
	全額繰上返済手数料(消費税不課税)		
	①事業性融資【証書貸付】		繰上返済元本の1.0%
	②太陽光発電ローン【事業性、個人向け】		繰上返済元本の2.0%
	保証協会付融資手数料(新規実行時)		5,500円
	カードローン発行手数料		無料
	融資証明書発行手数料		11,000円
	不動産等担保調査手数料(事業性)		11,000円
	事 業 性 ※	設 定 / 変 更	44,000円
		一 部 解 除	22,000円
設 定		16,500円	
非 事 業 性 ※		変 更	11,000円
		一 部 解 除	5,500円
	※別途、登記費用が必要となります。		
住 宅 ロ ー ン 関 連	動産担保事務取扱手数料		11,000円
	新規取扱手数料(プロパー・リフォームローン含)		11,000円
	保証会社事務取扱手数料 (新規取扱時)	住 宅 ロ ー ン	55,000円
	全額繰上返済手数料	残高500万円未満	22,000円
		残高500万円以上 1,000万円未満	33,000円
		残高1,000万円以上	44,000円
	一部繰上返済手数料		5,500円
	固定金利選択手数料 ・変動金利から固定金利に変更時 ・再度固定金利を選択時		5,500円

○内国為替手数料

窓 口 振 込		5万円 未 満	当組合宛	自 店 宛	220円	
				本支店宛	330円	
			他 行 宛	電 信 扱	605円	
				文 書 扱		
		5万円 以 上	当組合宛	自 店 宛	440円	
				本支店宛	550円	
			他 行 宛	電 信 扱	770円	
				文 書 扱		
A T M 振 込	現 金		5万円 未 満	当組合宛	自 店 宛	220円
					本支店宛	
			他 行 宛			495円
				5万円 以 上	当組合宛	
	本支店宛	440円				
	他 行 宛			660円		
		当組合 キャッシュ カード	5万円 未 満		当組合宛	自 店 宛
	本支店宛			無料		
	他 行 宛				275円	
			5万円 以 上	当組合宛		自 店 宛
	本支店宛	無料				
	他 行 宛			440円		
		非組合員	5万円 未 満		当組合宛	自 店 宛
	本支店宛			110円		
	他 行 宛				385円	
			5万円 以 上	当組合宛		自 店 宛
	本支店宛	220円				
	他 行 宛			550円		
		他行 キャッシュ カード	5万円 未 満		当組合宛	自 店 宛
	本支店宛					
他 行 宛			385円			
	5万円 以 上			当組合宛	自 店 宛	220円
本支店宛		330円				
		他 行 宛		550円		
※他行カードによる振込の場合は、上記振込手数料のほか別途 ATM利用手数料が必要となります。						
送 金		当組合本支店宛		※取扱は地方公共団体 に限ります。	無料	
		他 行 宛			660円	
自 動 送 金		組 合 員	5万円 未 満	当組合宛	自 店 宛	110円
					本支店宛	110円
			他 行 宛			330円
				5万円 以 上	当組合宛	
		本支店宛	220円			
		他 行 宛			550円	
			非組合員	5万円 未 満		当組合宛
		本支店宛			220円	
		他 行 宛				440円
				5万円 以 上	当組合宛	
本支店宛	330円					
		他 行 宛		660円		
代 金 取 立		電子交換				880円
		個別取立				1,100円
		当組合取立		自 店 内		無料
				本 支 店 間		220円
他行の通帳・証書等取立				880円		
不渡手形等の返却						1,100円
取立手形等の組戻						1,100円
振込・送金の組戻						1,100円
振込訂正手数料						880円
他行向税金・公共料金振込（納付書 1 枚あたり）						660円

※手数料には消費税が含まれております。

○インターネットバンキング

振込・振替	組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			本支店宛	無料	
		他行宛	220円		
	非組合員	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料
			本支店宛	無料	
		他行宛	330円		
		5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			本支店宛	110円	
他行宛	330円				
5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
	本支店宛	220円			
	他行宛	440円			
	総合振込	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			本支店宛	無料	
他行宛			110円		
5万円以上		当組合宛	自店宛	無料	
		本支店宛	無料		
他行宛	220円				
契約手数料(初期費用)					無料
月額基本料金		個人			無料
		法人 個人事業主	照会・振込・振替		1,100円
			照会・振込・振替・ データ伝送(総合振込・給与振込・口座振替)		3,300円

○電子記録債権(でんさい) 利用手数料

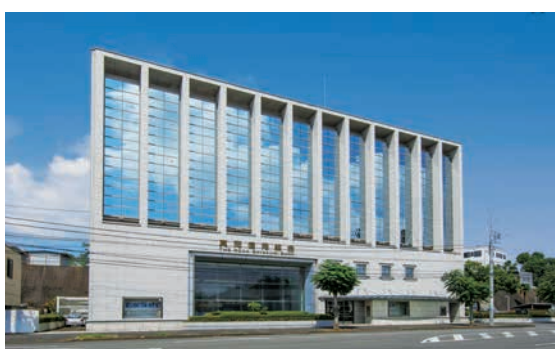
基本手数料 (月額)	債務者請求方式(約束手形方式)		無料
	債権者請求方式(為替手形方式)		
発生記録手数料 (予約含)	債権取引1件毎に必要となります。	IB	330円
		書面	550円
譲渡記録手数料 (予約含)	債権取引1件毎に必要となります。 ※割引請求時は書面のみとなります。	IB	165円
		書面	330円
分割譲渡記録 手数料 (予約含)	債権取引1件毎に必要となります。 ※割引請求時は書面のみとなります。	IB	330円
		書面	550円
各種記録手数料	保証、支払等、変更記録の際に必要となります。		330円
各種記録取消 手数料	発生、譲渡、分割譲渡、口座間決済等の承認 後の記録を取り消す際に必要となります。		440円
残高証明書 発行手数料	お申込の都度、証明書を発行する手数料		4,400円
残高証明書 定例発行手数料	ご希望の条件で定期的に証明書を発行する 手数料 (事前にお手続が必要となります。)		1,650円
貸倒引当金繰入 事由に係る証明 書発行手数料	債務者の支払停止処分時に、債権者の請求に 基づき、貸倒引当金繰入事由の証明 書を発行する手数料		1,100円
電子記録債権 受取手数料			無料

※【でんさいサービス】のご利用には「インターネットバンキング(IB)」または「でんさい
ライト」のご契約が必要となります。

店舗一覧

(令和8年6月末現在)

金融機関コード:2122



本店営業部

店舗コード:002

〒321-4361 栃木県真岡市並木町1-13-1
TEL.0285-82-3401 FAX.0285-84-7007 ATM:2台



益子支店

店舗コード:003

〒321-4217 栃木県芳賀郡益子町益子2000-1
TEL.0285-72-3221 FAX.0285-72-4571 ATM:2台



七井支店

店舗コード:004

〒321-4104 栃木県芳賀郡益子町大沢19-1
TEL.0285-72-2503 FAX.0285-72-6615 ATM:2台



芳賀支店

店舗コード:005

〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南3-8-1
TEL.028-677-0138 FAX.028-677-3934 ATM:2台



長田支店

店舗コード:006

〒321-4364 栃木県真岡市長田2-16-5
TEL.0285-82-6311 FAX.0285-82-6882 ATM:1台



荒町支店

店舗コード:007

〒321-4305 栃木県真岡市荒町1080-1
TEL.0285-85-0800 FAX.0285-85-0805 ATM:2台

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ 1

【概況・組織】

1. 事業方針 10
2. 事業の組織 * 2
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) * 2
4. 会計監査人の氏名又は名称 * 2
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) * 54
6. 自動機器設置状況 54
7. 地区一覧 表2
8. 組合員数 10
9. 子会社の状況 2

【主要事業内容】

10. 主要な事業の内容 * 10
11. 信用組合の代理業者 * 取り扱いなし

【業務に関する事項】

12. 事業の概況 * 10.11.12.13
13. 経常収益 * 30
14. 業務純益等 * 28
15. 経常利益(損失) * 30
16. 当期純利益(損失) * 30
17. 出資総額、出資総口数 * 30
18. 純資産額 * 30
19. 総資産額 * 30
20. 預金積金残高 * 30
21. 貸出金残高 * 30
22. 有価証券残高 * 30
23. 単体自己資本比率 * 30
24. 出資配当金 * 30
25. 職員数 * 30

【主要業務に関する指標】

26. 業務粗利益及び業務粗利益率 * 28
27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 * 28
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 * 29.30
29. 受取利息、支払利息の増減 * 29
30. 役務取引の状況 29
31. その他業務収益の内訳 32
32. 経費の内訳 29
33. 総資産経常利益率 * 28
34. 総資産当期純利益率 * 28

【預金に関する指標】

35. 預金種目別平均残高 * 32
36. 預金者別預金残高 33
37. 財形貯蓄残高 33
38. 職員1人当たり預金残高 32
39. 1店舗当たり預金残高 32
40. 定期預金種類別残高 * 33

【貸出金等に関する指標】

41. 貸出金種類別平均残高 * 33
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * 35
43. 貸出金金利区分別残高 * 33
44. 貸出金使途別残高 * 36
45. 貸出金業種別残高・構成比 * 34
46. 預貸率(期末・期中平均) * 32

47. 消費者ローン・住宅ローン残高 36
48. 代理貸付残高の内訳 51
49. 職員1人当たり貸出金残高 32
50. 1店舗当たり貸出金残高 32

【有価証券に関する指標】

51. 商品有価証券の種類別平均残高 * 取り扱いなし
52. 有価証券の種類別平均残高 * 34
53. 有価証券種類別残存期間別残高 * 35
54. 預証率(期末・期中平均) * 32

【経営管理体制に関する事項】

55. 法令遵守体制 * 16
56. リスク管理体制 * 14.15.16
57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 * 20

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 * 22~28
59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び
金融再生法開示債権の保全・引当状況 * 37
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
 - (5) 正常債権

60. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) * 42
61. 有価証券、金銭の信託等の評価 * 31.32
62. 外貨建資産残高 取り扱いなし
63. オフバランス取引の状況 30
64. 先物取引の時価情報 31
65. オプション取引の時価情報 31
66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) * 45
67. 貸出金償却額 * 45
68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について ** 51
69. 会計監査人による監査 * 51

【その他の業務】

70. 内国為替取扱実績 51
71. 外国為替取扱実績 取り扱いなし
72. 公共債窓販実績 51
73. 公共債引受額 取り扱いなし
74. 手数料一覧 52.53

【その他】

75. トピックス 5
76. 当組合の考え方 10
77. 沿革・歩み 2
78. 継続企業の前提の重要な疑義 * 該当なし
79. 総代会について ** 3.4
80. 報酬体系について ** 19

【地域貢献に関する事項】

81. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) ** 6~9
82. 地域密着型金融の取組状況 ** 38.39
83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 * 38.39
84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について ** 39

ちかくにいるから、
チカラになれる。



〒321-4361 栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
TEL : 0285-82-3496 FAX : 0285-83-5155
ホームページ : <https://www.moka.shinkumi.jp/>